



目次

- パート1
 - 国民会議と医療介護一括法
- パート2
 - 地域医療構想3つの課題
- パート3
 - 医療計画見直しと在宅医療
- パート4
 - 医療と介護を結ぶ人材



パート1 国民会議と医療介護一括法



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論 社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長) が2012年11月30日から始まった

社会保障・税一体改革(8月10日)

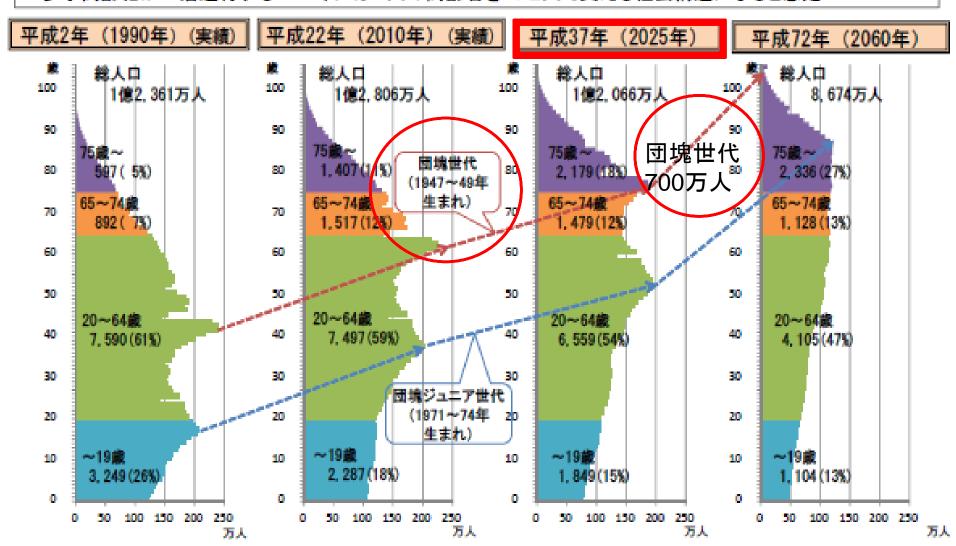
- 8月10日に社会保障と税の一体改革関連法案が参院本会議で賛成多数で可決さた。
- 現在5%の消費税率を14年 4月に8%、15年10月に10 %に引き上げることなどを 盛り込んだ。
- その背景は・・・ 団塊世代の高齢化と、激増 する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

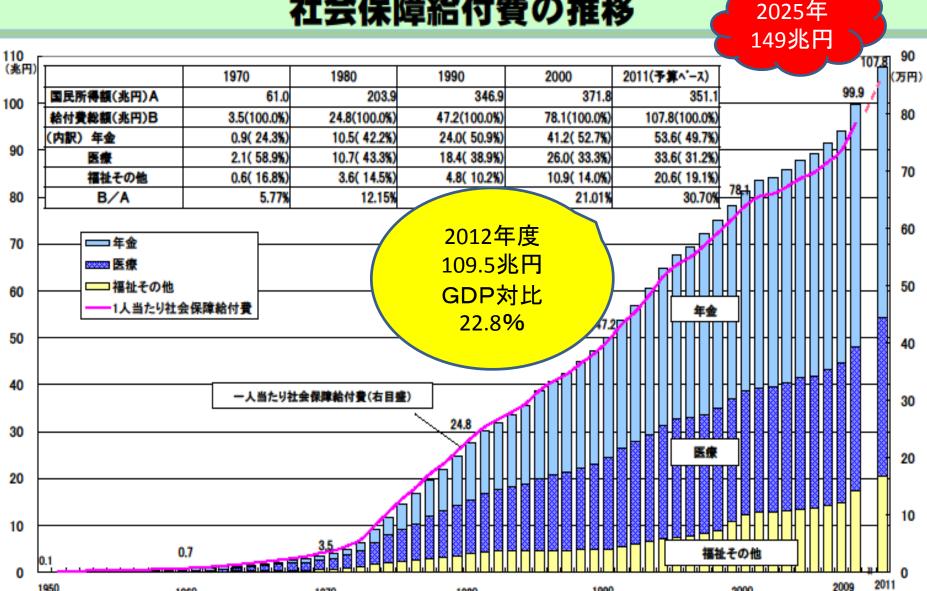
○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



都道府県別高齢者人口(65歳以上)の増加数 (2005年 → 2025年)



社会保障給付費の推移



1980

(昭和55)

2000

(平成12)

(予算

1990

資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、 2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(昭和45)

1950

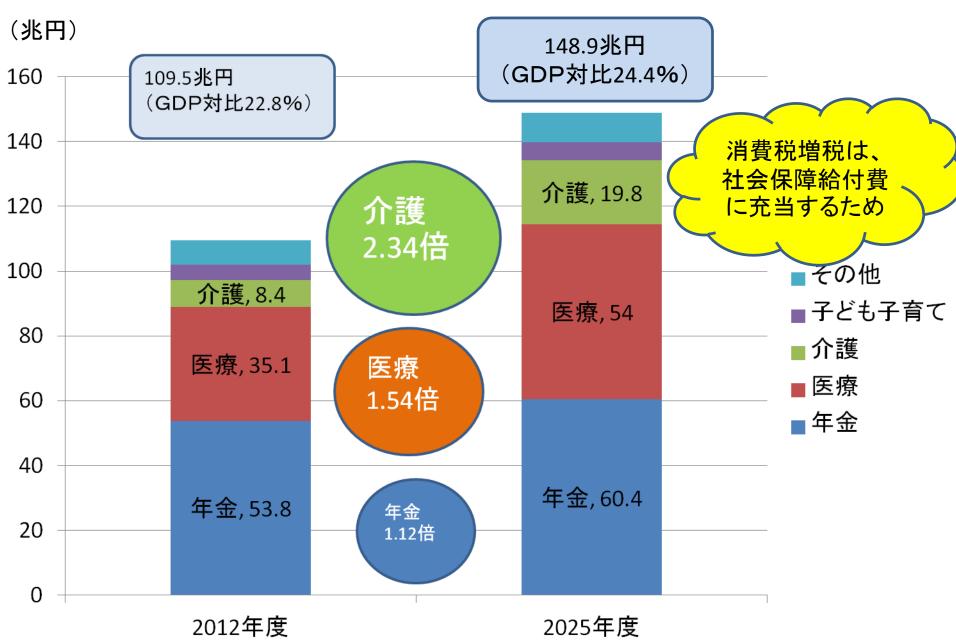
(昭和25)

1960

(昭和35)

(注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

社会保障給付費の見通し





おかげで、診療報酬改定は2016年、17年、18年と3年連続改定!

消費税アップ先延ばし

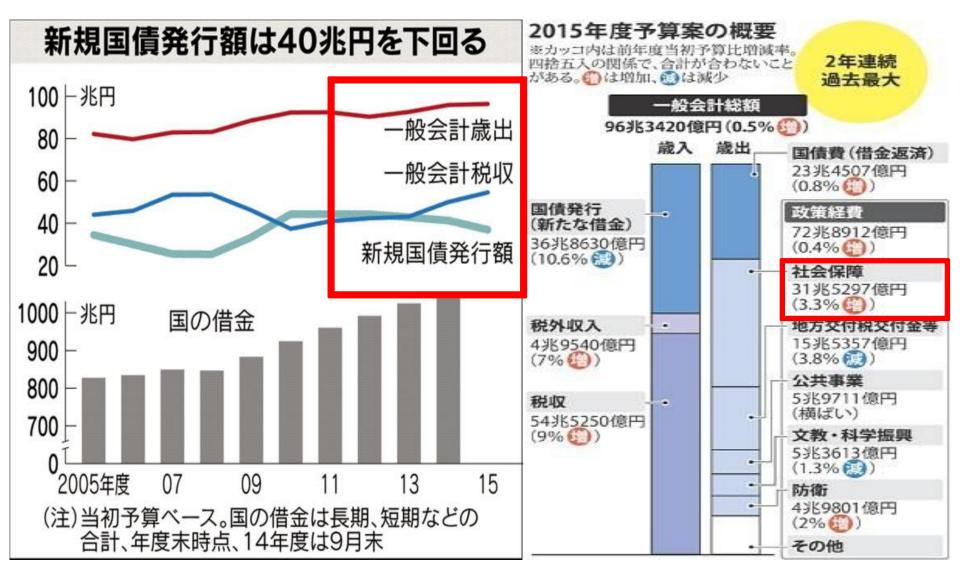
2015年度厚労省予算縮小

- 2015年度予算における「社会保障の充実策」予算の概要
- <u>財源は税率10%への再増税が延期されたことに伴い、2015年</u> 10月から増税分、約3千億円減った
- しかし、<u>消費税率8%への引き上げによる増収分1兆3500億円</u>
- <u>これに社会保障と税の一体改革に基づく医療や介護の見直しで</u> 1400億円を節約して上積みし、合計1兆 4900億円を確保
- 医療と介護分野に8千億円強
 - 医療、介護では、15年度に新たに拡充する施策に4300億 円程度
 - 国民健康保険を安定させる基金の創設(200億円)
 - ・ 国保の財政支援に1900億円、認知症施策に200億円など
 - <u>介護職員の処遇改善にも700億円以上を充てる</u>
 - <u>医療介護に係わる新たな基金(地域医療介護総合確保基金)は医療</u> <u>は昨年度と同額900億円を充て、介護に800億円、合計1700億</u>

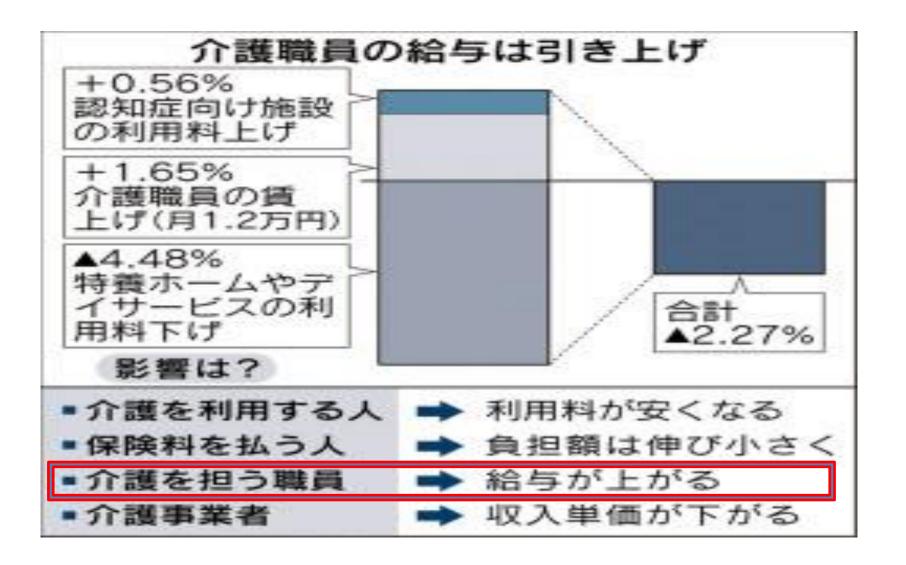
2015年度予算案の概要と 介護報酬改定



2015年度予算案の概要



介護報酬、9年ぶり下げ 2.27%減額決定



マイナス2.27%の内訳

介護報酬改定で4月からこうなる



報酬全体の 改定率



マイナス2.27% 9年ぶりの引き下げ

地域医療介護一括法



社会保障制度改革国民会議最終報告書(2013年8月6日)



最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

国民会議報告のポイント

- 医療提供体制の見直し
 - 病床機能情報報告制度の早期導入
 - 病床機能の分化と連携の推進
 - 在宅医療の推進
 - 地域包括ケアシステムの推進
 - 医療職種の業務範囲の見直し
 - 総合診療医の養成と国民への周知

国民会議報告のポイント

- 都道府県の役割強化
 - 医療提供体制の構築に関する都道府県の役割 強化
 - 国民健康保険の運営業務の都道府県への移行
 - 医療法人間の再編・統合をしやすくするための制度見直し

「施設」から「地域」へ・「医療」から「介護」へ

社会保障・税一体改革素案が目指す医療・介護機能再編(将来像)

○ 患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス 提供体制を構築。

【2011(H23)年】

一般病床 (107万床)

療養病床 (23万床)

介護療養病床

介護施設 (92万人分)

居住系サービス (31万人分)

在宅サービス

【取組の方向性】

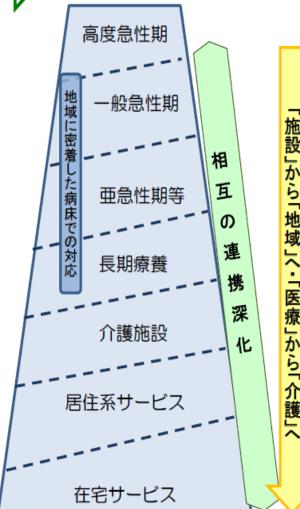
- 〇入院医療の機能分化・強化と連携
 - ・急性期への医療資源集中投入
 - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化
- ○地域包括ケア体制の整備
 - 在宅医療の充実
 - 看取りを含め在宅医療を担う診療所等 の機能強化
 - 訪問看護等の計画的整備
 - ・在宅介護の充実
 - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化
 - ケアマネジメント機能の強化

2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系 的見直し

基盤整備のための一括的法整備(2012年 目途法案化)

【患者・利用者の方々】

- 病気になっても、職場や地域生活へ早期復帰
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地 域での暮らしを継続



【2025(H37)年】

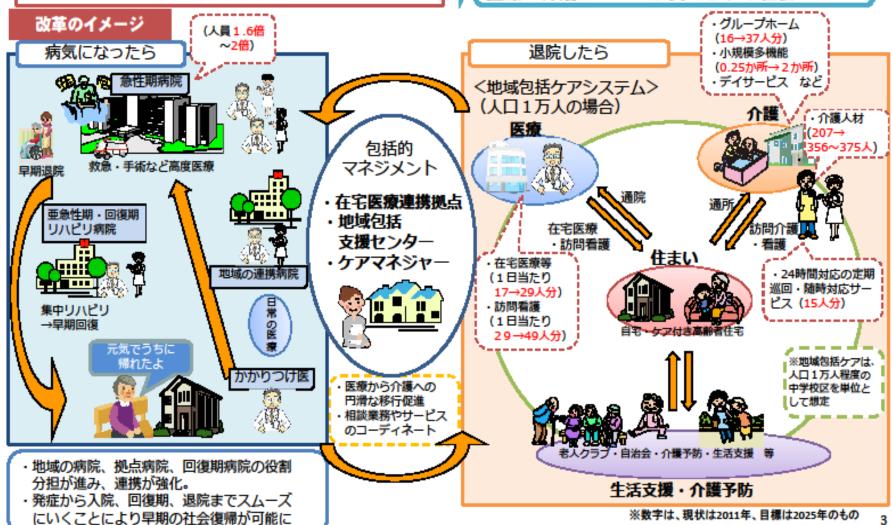
医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

改革の方向性 2

医療・介護サービス保障の強化

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な 医療・介護サービスが受けられる社会へ



2012年は地域包括ケア元年

地域医療・介護一括法成立可決(2014年6月18日) 基金の創設: 医療提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための 基金を都道府県に創設(2014年度) 病床機能報告制度: 医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導入 矢 (2014年10月) 療 地域医療構想: 都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整(2015 年4月) 医療事故を第三者機関に届けて出て、調査する仕組みを新設(2015年10月) 「要支援」の人への通所・訪問看護サービスを市町村に移管(2015年4月から段階的 (2) 一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(2015年8月) 介 所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小(2015年8月)

所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充(2015年4月)

特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定(2015年4月)

2014年6月18日

可決成立

(カッコ内は施行時期)

介護



会 衆議院 マインターネット審議中継 Welcome to the House of Representatives Internet TV

HOME お知らせ 利用方法 FAQ アンケー



パート2 地域医療構想、3つの課題

課題① 構想区域の設定課題

課題② 必要病床数の設定課題

課題③ 地域経営統合の課題

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会



座長:遠藤久夫•学習院大学経済学部長

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会 構成員名簿

(敬称略。五十音順)

委部 好號 公益社団法人日本薬剤師会常任理事

石田 光広 稲城市役所福祉部長

◎ 塗繭 分業 学習院大学経済学部長

□ set par 東京大学政策ビジョン研究センター特任

尾形 裕也 教授

加納 繁顫 一般社団法人日本医療法人協会会長代行

新味? のりこ 齋藤 訓子 公益社団法人日本看護協会常任理事

機 未 資訊 公益社団法人日本精神科病院協会政策委

員会委員長

清水 信行 東京都奥多摩町福祉保健課長

証贤 肄堂 一般社団法人日本慢性期医療協会会長

土居 艾餅 慶應義塾大学経済学部教授

武藩 管修 公益社団法人全日本病院協会会長

花井 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長

議會 努蟲 公益社団法人全国自治体病院協議会会長

本多 伸行 健康保険組合連合会理事

松田 害哉 産業医科大学医学部教授

wares use: NPO 法人ささえあい医療人権センター 山口 育子 comparation

COML 理事長

渡辺 顕二郎 奈良県医療政策部長

地域医療構想策定プロセス

構想区域の設定

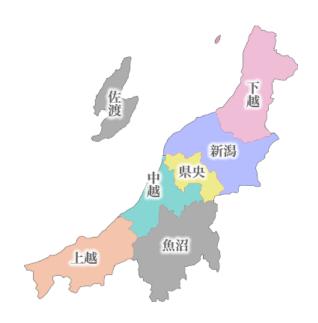


構想区域における 医療需要の推計



地域医療構想調整会議で 医療提供体制(必要病床数) を協議

課題① 構想区域の設定



構想区域の設定

- ・ 構想区域とは2025年を見据えて、「地域における病床の機能分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域」のこと
- 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会(座長:遠 藤久夫・学習院大学経済学部長 2014年10月17日)
- 「現状の2次医療圏は、さまざまな課題を持っているとはいえ、他に代わる有効なものがあるわけではないので、これをベースにし、4つの要素を勘案するという、厚労省の提案がおおむね認められたと思う」
- 「4つの要素」
 - (1)人口規模
 - (2)患者の受療行動(流出率・流入率)
 - (3)疾病構造の変化
 - (4)基幹病院までのアクセス時間等の変化

地域医療構想と構想区域の設定

- 構想区域
 - 「地域における病床の機能分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域」
- 医療法
 - •二次医療圏
 - -入院医療を完結する圏域

構想区域に二次医療圏が適切か?

- 2次医療圏単位で「構想区域」の設定を想定
- ・しかし現状の2次医療圏がそもそも妥当か?
- ・前回医療計画見直しの際、2次医療圏見直し (地方の小規模医療圏見直し)を行おうとした が進まなかった経緯がある
- ・ 2次医療圏見直し
 - 人口20万人未満で、流出率20%以上、流入率 20%未満の医療圏を見直すことになった
 - -87医療圏が対象、しかし実際には3県の医療圏 しか見直されなかった

医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 齋藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝諠 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- 〇武藤 正樹 国際医療福祉大学大学 院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



第1回検討会 2010年12月17日

医療計画見直しの方向性

- ①医療圏見直し
 - 人口20万人未满、流出率20%以上、流入率20%未满
- ・ ②数値指標の見直し
- ・ ③精神疾患を5疾患目に追加
- ・ ④医療従事者の確保に関する事項
- ・ ⑤災害時における医療体制の見直し
- ⑥在宅医療に係わる医療体制の充実・強化

(参考)各都道府県の人口20万人未満の二次医療圏の現状

都道府県		二次医療圏数 (カッコ内は鳥部)		人口20万人未満の			二次医療圏数 (カッコ内は島部)		人口20万人未満の			
		S63年	H22年	二次医療團数 (島部を除く)	人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上	都道府県	S63年	H22年	二次医療團數 (島部を除く)	人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上		
北	淮	1	道	21	21 (0)	12	10	漢 質 県	7	7 (0)	4	2
*	#	ŧ	着	6	6 (0)	3	3	京都府	6	6 (0)	3	2
岩	7	i.	県	9	9 (0)	(7)	⟨5⟩	大 阪 府	4	8 (0)	0	0
宫	相	ŧ	県	5	7 (0)	(4)	<4>>	兵 庫 県	10	10 (0)	3	1
楔	Œ	1	県	8	8 (0)	7	3	亲良県	3	5 (0)	1	1
크	Æ	\$	県	4	4 (0)	1	0	和歌山県	6	7 (0)	6	4
福		6	県	7	7 (0)	⟨3⟩	⟨3⟩	鳥取県	3	3 (0)	1	0
茨	Ħ	ŧ	着	6	9 (0)	0	0	鳥根県	6	7 (1)	5	4
無	*		Œ.	- 5	5 (0)	0	0	岡 山 県	5	5 (0)	3	2
群			県	10	10 (0)	6	0	広 島 県	10	7 (0)	2	1
埼	3	Ē	県	9	10 (0)	1	1	di n 🖷	٥	8 (0)	A	9
	*		着	12	9 (0)	1	0	徳 島 県	3	6 (0)	5	3
東	琼	Ţ	都	13	13 (1)	0	0	香川県	5	5 (1)	2	1
神	亲	Ш	果	8	11 (0)	0	0	愛 媛 県	6	6 (0)	4	2
新	2	1	県	13	7 (1)	0	0	高知県	4	4 (0)	3	2
	Ц	ı	県	4	4 (0)	2	0	福 岡 米	10	13 (0)	1	4
石	JI	ı	県	4	4 (0)	2	2	佐 賀 県	3	5 (0)	4	1
福	ŧ	ŧ	県	4	4 (0)	3	2	長崎県	9	9 (4)	2	2
크	Ž.	Į.	県	8	4 (0)	3	1	熊本県	10	11 (0)	10	4
長	5	F	県	10	10 (0)	5	4	大 分 県	10	6 (0)	4	3
岐	Ą	i.	県	5	5 (0)	1	0	宫崎県	6	7 (0)	6	3
*	M	1	県	10	8 (0)	2	0	鹿児島県	12	9 (2)	5	4
爱	知		県	8	11 (0)	2	0	沖縄県	5	5 (2)	1	1
Ξ	1	t	県	4	4 (0)	1	0	81	345	349 (12)	151 <140	87 <12>

(カッコ内は被災3県における二次医療圏数)

出典:平成20年島青頸膏(医政局指導理による特別集計:二次医療圏別、病院の療養病床及び一般病床の推計入院島者の圏内への流入島者割合、圏外への流出島者割合)

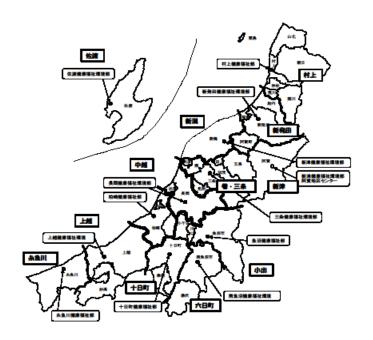
[※]二次医療圏数は平成22年4月現在

見直しをしない理由~都道府県アンケート調査~

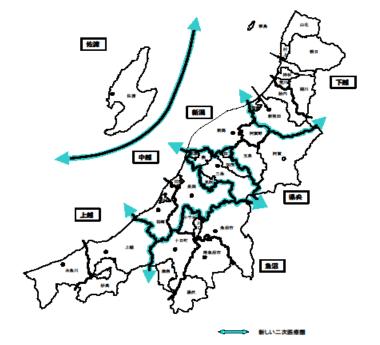
- 「見直す必要がない」(8府県、5府県は見直し対象圏域を含まない府県)
- 「(見直しの)メリットがない」(4県)
- 「医療資源の確保がより困難になる」(4県)
- 「(見直しの)時間がない」(2県)
- 「2次医療圏に関連づけられた拠点病院の指定などに影響が出る」(2県)
- 「地域医療再生基金など進行中の事業計画に影響が出る」(2県)
- 自由回答
 - 「見直しに伴い患者の利便性が低下するとの懸念から関係団体の理解が得られない」
 - 「地域特性を考えると医療圏の合併は医療サービスの低下を招く恐れがある」
 - 「医療圏の中核病院の維持・強化が必要」「現医療圏での課題に取り組み、患者 の流出入を解消することが住民に望まれている」

新潟県では平成の市町村大合併を契機に 二次医療圏を見直していた! 13圏域(1987年)→7圏域(2006年)

平成18年3月31日までの二次保健医療圏



平成18年4月からの新たな二次保健医療圏



二次医療圈名

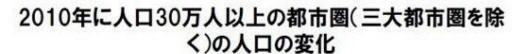
二次医療圏名

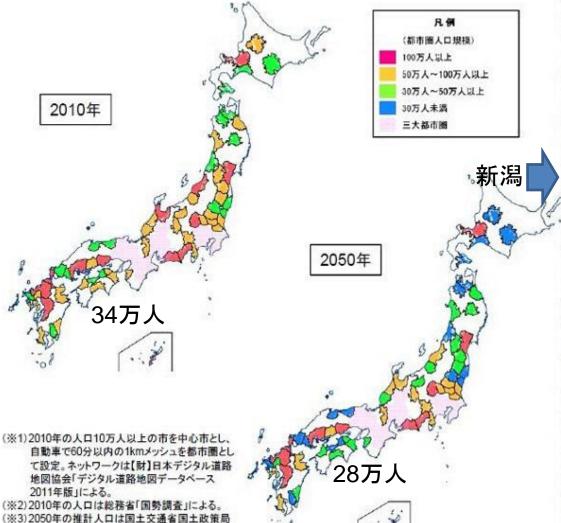
医療圏見直しの課題

- ・ 次回医療計画で2次医療圏の再設定
 - 人口規模が大きく、流入型の医療圏を中核として、医療圏を統合してはどうか?
 - 新たな見直しコンセプトと基準を設定する
 - キーワードは「集中!」
 - ・ 前回は人口規模の小さい医療圏の見直し
 - <u>これからは人口規模の大きい医療圏に周辺医療圏を統合</u> する。このため中核医療圏を指定してはどうか?
 - ・ 中核医療圏の指定基準を作ってはどうか?

○30万人以上の都市圏※は、61(2010年)から43(2050年)へと激減。

※)三大都市圏を除く。





のメッシュ推計人口による。

	[43都市團]
札幌·小樽·江5	H
// Jis	
後岡	
仙台·大崎	
快田	
11形	
福島	
製山	72.7
水戸・ひたちなけ	b
土浦・つくば	
宇都宮・鹿沼	
栃木・小山・筑	
足利・佐野・桐か	
前橋・高崎・伊賀	
新潟・三条・新多	€⊞
長岡	
富山・高岡	
金沢・小松・白L 編井	u
甲府	
長野	
(A)	
召達・三島	
時間・富士・富士	上宮·焼津·藤枝·島田
兵松・掛川・蟹E	
長浜・彦根・東対	CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR O
的歌曲	
同山·倉敷	
富山・尾道・三日	Ĭ.
広島・呉・廿日で	f・東広島・岩国
意島	
高松	
2Ш	
島知	
2九州·下翼	
	世野・春日・久留米・唐津
性質	
長崎·諫早	
職本・大牟田・ノ	Lft.
大分·別府	
宮崎 産児島	·

2050年に人口30万人を維持できない都市圏(中心 市)			
【18都市園】			
函館	(10.04)		
MIII			
帯広			
苦小牧			
青森			
弘前			
韓岡·酒田			
いわき			
日立			
那須塩原			
鳥取			
米子			
田南			
山口・防府			
丸龍			
新居浜·西条			
佐世保			
都城			

地域医療構想調整会議

- 地域医療構想策定ガイドラインに関する検討会(2014年11月 21日)
- 地域医療構想調整会議
 - <u>地域医療構想(ビジョン)に関する「協議の場」</u>
 - 議事、開催時期、設置区域、参加者の範囲・選定、参加の担保、合意の方法・履行の担保
 - ①病床機能と病床数、②病床機能報告制度の情報共有、③地域医療介護総合確保基金に関する都道府県計画、④地域包括ケアや人材の確保、診療科ごとの連携などビジョン達成の推進
 - 構想区域
 - 都道府県知事が適当と認める区域での設置、複数の調整会議を合同開催、 、議事に応じて地域・参加者を限定した開催、既存の会議対を活用した開催
- ビジョンは最終的には医療審議会が最終決定

地域医療構想に関する会議

都道府県単位の会議

都道府県

意見聴取

地域医療構想(医療計画の一部)

都道府県医療審議会

(医療法第71条の2)

・ 都道府県知事の諮問に応じ、当該 都道府県における医療を提供する体制 の確保に関する重要事項を調査審議

医療専門職、市町村、保険者の代表、学識経験者

医療計画

地域医療対策 協議会

(医療法第30条の12)

- 救急医療等確保事業 に係る医療従事者の確 保等必要とされる医療 の確保について協議
- 都道府県は参加者と して関係者と共に協議 し、施策を策定・公表

二次医療圏等単位の会議

構想区域※1

地域医療構想調整会議

(医療法第30条の14)

- ・ 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- 病床機能報告制度による情報等の共有
- 都道府県計画※2に盛り込む事業に関する協議
- ・その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

地域医療構 想調整会議 地域医療構 想調整会議 地域医療構 想調整会議

- 複数の地域医療構想調整会議、複数の都道府県による 合同開催や、地域・参加者を限定した形での開催など柔 軟な運用が可能
- 特定の議題に関する協議を継続的に実施する場合には 専門部会・ワーキンググループを設置

※1 二次医療圏を原則 としつつ、将来における 要素を勘案して設定

活用※3

※3 圏域連携会議など、既存の枠組みを活用した形での開催も可能

※2 都道府県が作成する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する目標を 達成するために必要な事業の実施に関する 計画

消費税増収分を活用し都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用し、計画に掲載された事業に要する経費を支弁

二次医療圏

(平成27年2月末現在344圏域)

圏域連携会議

(医療計画作成指針平成24年3月30 日)

必要に応じて圏域ごとに 関係者が必要に応じて、 具体的な連携等について 協議する場

圏域 連携 会議

圏域 連携 会議 圏域 連携 会議 9回地域医療構想策定イドライン等に関する検討会成27年3月18日

器だ 正

参資の表別

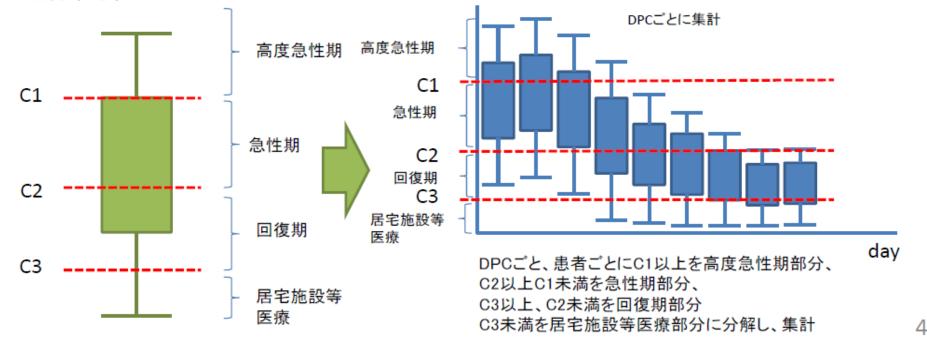
課題②必要病床数の設定

医療需要から 病床機能別病床数を推計

- 地域医療構想策定ガイドライン等に関する検 討会(2014年10月31日)
 - -1日当たりの「医療資源投入量」の多寡で医療需要(患者数)を推計→病床機能別病床数を推計
 - DPCデータとNDBから、患者に対する個別の診療行為を 診療報酬の出来高点数に換算して入院日数や入院継 続患者の割合などと比較して医療資源投入量を算出
 - 医療資源投入量(1日あたり入院医療費から入院基本 料とリハを除いた出来高部分、医薬品、検査、手術、処 置、画像など)
 - <u>医療資源投入量の高い段階から順に、高度急性期機</u> 能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の4つの医療 機能を位置付ける

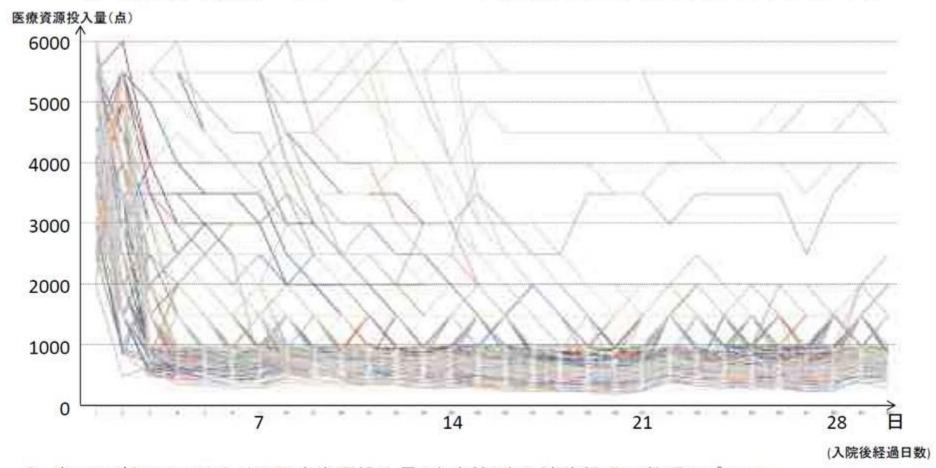
医療資源投入量を用いた 病床機能区分別の医療需要の推計方法(1)

- ① 1日当たりの医療資源投入量(入院期間の平均ではなく、入院1日ごとに計算。入院基本料、リハビリテーション料を除く。)を入院経過日数順に並べて、高度急性期と急性期の境界点(C1)、急性期と回復期の境界点(C2)、回復期と居宅施設等医療(通院を含む。以下同じ)の境界点(C3)となる医療資源投入量を分析。
- ② リハビリテーション料を含んだ医療資源投入量がC3を超えている場合は、回復期に配分する。 ただし、医療資源投入量によらず、回復期リハビリテーションは回復期に、療養病床は慢性期に 配分する。



医療介護情報の分析・検討ワーキンググループ(松田教授)資料

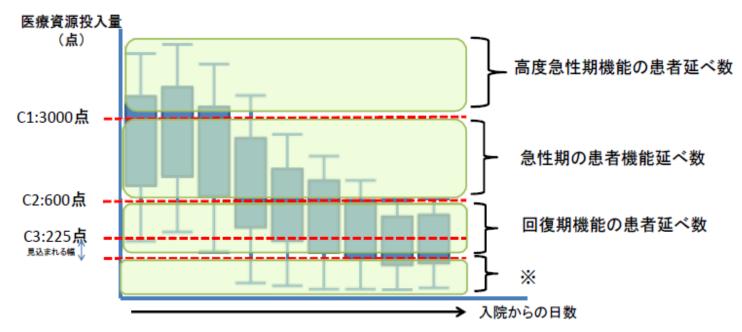
医療資源投入量(中央値)の推移 (入院患者数上位255のDPCの推移を重ね合わせたもの)



- 各DPCごとに1日当たりの医療資源投入量(中央値)を入院後経過日数順にプロット したものを同一平面に重ね合わせたもの
- 〇 患者数上位255のDPCについてプロット (平成23年度患者調査)
- 中央値は、1000点以上の場合、500点刻み、1000点未満の場合、50点刻みで集計

高度急性期機能、急性期機能、回復期機能の医療需要の考え方

- 医療資源投入量の推移から、高度急性期と急性期との境界点(C1)、急性期と回復期との境界点(C2)となる医療資源投入量を分析。
- 在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションに相当する医療資源投入量として見込まれる境界点(C3)を分析した上で、在宅復帰に向けた調整を要する幅を更に見込み、回復期機能で対応する患者数とする。なお、調整を要する幅として見込んだ点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等※の患者数として一体的に推計することとする。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- C1を超えている患者延べ数を高度急性期機能の患者数、C1~C2の間にいる患者延べ数を急性期機能の患者数、C2~C3の間にいる患者延べ数を回復期機能の患者数として計算。

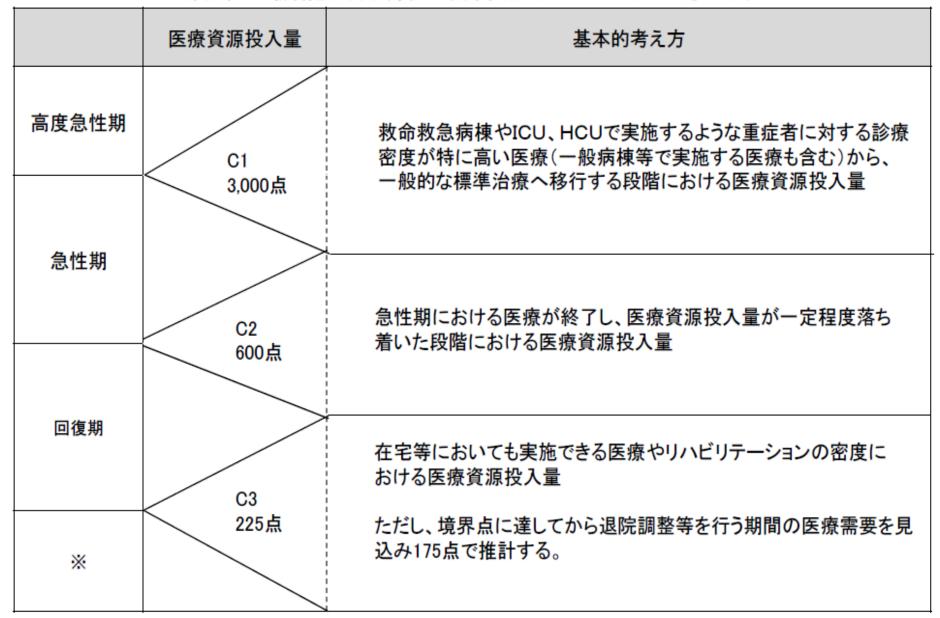


※ 在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する。



全ての疾患で合計し、各医療機能の医療需要とする。

病床の機能別分類の境界点(C1~C3)の考え方



[※] 在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の 患者数として一体的に推計する。

地域の実情に応じた慢性期機能及び在宅医療等の需要推計の考え方

- 慢性期機能の医療需要については、医療機能の分化・連携により、現在では療養病床で入院している状態の患者数のうち 一定数は、2025年には、在宅医療等※で対応するものとして推計する。
 - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- その際、療養病床については、現在、報酬が包括算定であるので、行われた診療行為が分からず、医療資源投入量に基づく 分析ができない。また、地域によって、療養病床数や在宅医療の充実、介護施設の整備状況等は異なっている。
- よって、医療資源投入量とは別に、地域が、療養病床の患者を、どの程度、慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療・介護施設で対応するかについて、目標を定めることとして、患者数を推計する。
 - その際、現在、療養病床の入院受療率に地域差があることを踏まえ、この地域差を一定の目標まで縮小していくこととする。
- また、介護施設や高齢者住宅を含めた受け皿となる医療・介護等での対応が着実に進められるよう、一定の要件に該当する 地域については配慮を行う。

【入院受療率の地域差の解消目標】

パターンA

全ての構想区域が 全国最小値(県単位)まで入院 受療率を低下する。

パターンB

※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。

構想区域ごとに入院受療率と全国最小値(県単位)との差を一定割合解消させることとするが、 その割合については全国最大値(県単位)が全 国中央値(県単位)にまで低下する割合を一律 に用いる。

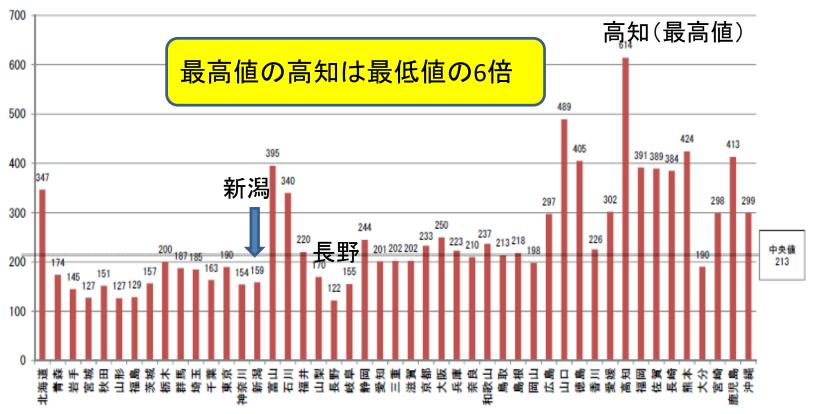
※ただし、受療率が全国最小値(県単位)未満の構想区域については、平成25年(2013年)の受療率を用いて推計することとする。



療養病床の都道府県別の性・年齢階級調整入院受療率(間接法)

都道府県の入院受療率が、全国平均の入院受療率と比べて高いかどうかを、性・年齢構成の影響を補正して示したもの。

【性・年齢階級調整入院受療率(間接法)(人口10万人対)の計算方法 (平成23年患者調査、平成24年福島県患者調査、平成23年総務省人口推計調査)】 各都道府県の推計入院患者数÷各都道府県の期待入院患者数 (Σ [全国の性・年齢別入院受療率×各都道府県の性・年齢別推計人口]) × 全国の入院受療率



- 注:1) 都道府県の推計入院患者数は、患者住所別に算出したものである。
 - 2) 福島県の数値については、東日本大震災の影響で平成23年患者調査実施しなかったため、平成24年福島県患者調査の結果を用いている。
 - 3) 宮城県については石巻医療圏、気仙沼医療圏を除いた数値である。

医療重要から病床の必要量(必要病床数)を推計する

- 6. 医療需要に対する医療供給を踏まえた病床の必要量(必要病床数)の 推計
- 〇 将来のあるべき医療提供体制を踏まえ構想区域間の供給数の増減を調整し推定供給数(③)を病床稼働率で除して得た数を、各構想区域における平成37年(2025年)の病床の必要量(必要病床数)(④)とする。
- この場合において、病床稼働率は、高度急性期 75%、急性期 78%、回復 期 90%、慢性期は 92%とする。

図7 構想区域ごとの医療機能別医療需要に対する医療供給 (医療提供体制)の状況(脳卒中、心筋梗塞等の主な疾病についても同様の表を作成)

推計年度 平成37年(2025年)

	2025年における 2025年における医療供給(医療提供			供体制)
	医療需要 (当該構想区域に居住する患者 の医療需要)(①)	現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの(②)※	<u>将来のあるべき医療提供体制</u> を踏まえ他の構想区域に所在 する医療機関により供給される 量を増減したもの(③)	病床の必要量(必要病床数) (③を基に病床利用率等により 算出される病床数)(④)
高度急性期 急性期 回復期 慢性期				

※ 高度急性期、急性期、回復期及び慢性期それぞれにおける②に関して、厚生労働省がデータ提供の技術的支援

7. 構想区域の確認

〇 都道府県は、人口規模や基幹病院までのアクセス等を踏まえ、構想区

委員からの意見

- 「入院基本料を除いた医療資源投入量の推 移のみで病床機能区分ごとに医療需要を推 計することが妥当か?」
 - 入院基本料(平均在院日数、看護師数、重症度・ 看護必要度など)
- 「高額の薬を使うことで投入量が多くなる一方、 、医療従事者の評価がなされていない」
 - 抗がん剤使用が高度急性期?
- ・「患者像や重症度医療・看護必要度が反映されていない」

委員からの意見

- ・ 療養病床の入院受療率による推計
 - 「そもそも療養病床と在宅医療を一体的に考える こと自体が妥当とは思えない」
 - 療養病床にも人工呼吸器装着患者は多い
 - 「一般病床や在宅医療の利用状況も含めてトータルに需要を把握する必要ある」

病床、最大20万削减



これまでの基準病床数算定式はどうなる?

基準病床数制度の算定式(一般病床及び療養病床)の変遷

第一次医療法改正以前 (※病床規制の対象は公的医療機関等のみ)

「その他の病床」の必要病床数 = (一定の地域に含まれる各市町村別人口)×(各市町村の区分に応じて厚生 大臣が定める数値)

第一次医療法改正(S60)(医療計画制度の創設)

「その他の病床」の必要病床数 = ((性別・年齢階級別人口)×(性別・年齢階級別入院受療率) +(流入入院患者)-(流出入院患者)) ÷病床利用率

第四次医療法改正(H12)(「その他の病床」を一般病床と療養病床に区分)

「一般病床+療養病床」の基準病床数(*)=

((性別·年齢階級別人口)×(性別·年齢階級別入院受療率) +(流入入院患者)-(流出入院患者)) ÷病床利用率

*病床種別の居出期間中(~H15.8.31)は、経過措置として、

「一般病床+療養病床」+「その他の病床(診療所の療養型病床群を含む)」の基準病床数

新算定式の導入(H18. 4. 1)

- ○一般病床の基準病床数 = ((性別・年齢階級別人口)×(性別・年齢階級別<u>退院率)×(平均在院日数×0.9)</u>+(流入入院患者)ー(流出入院患者)) ÷病床利用率
- ○<u>療養病床の基準病床数</u> = ((性別・年齢階級別人口)×(性別・年齢階級別<u>入院・入所需要率)</u> <u>一(介護施設(介護療養型医療施設を除く)等で対応可能な数)</u>+ (流入入除患者)ー(流出入除患者)) →病床利用率

これまでは全国統一の病床数算定式これからは地域別病床数算定方式

全国統一方式の算定式は 廃止する!?

課題③ 地域経営統合

国民の医療介護二一ズに適合した 提供体制改革への道筋 医療は競争よりも協調を

社会保障制度改革国民会議 2013年4月19日

慶應義塾大学商学部 権丈善一



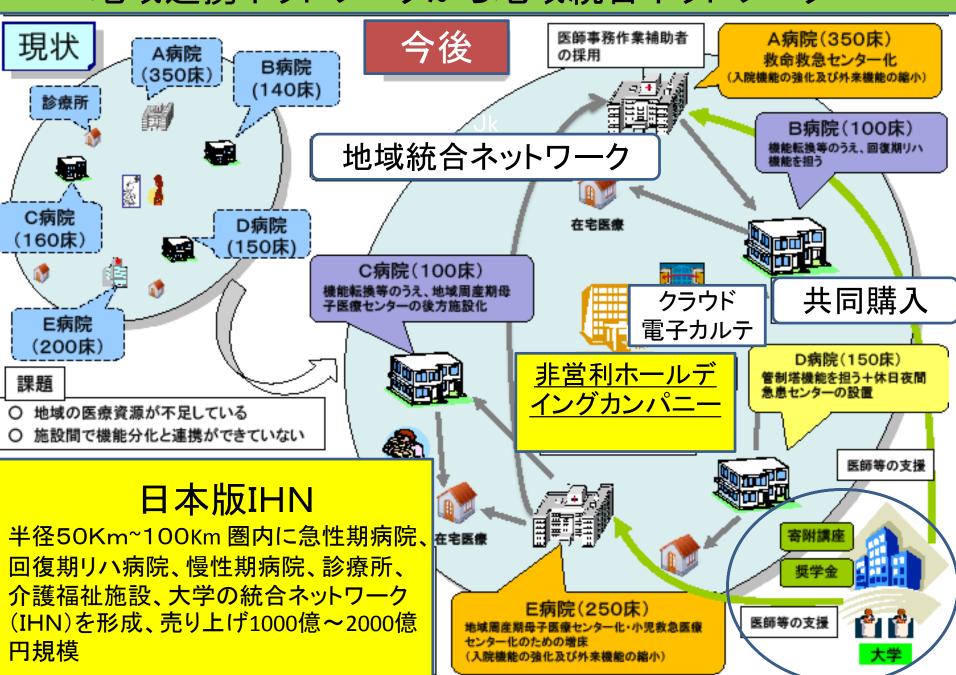
解決の方向性は

- 過当競争から病院経営を救う道は
- 非営利を厳正化して地域独占を許容
 - 高度急性期医療は、大学病院、国立病院、公的病院 (日赤・済生会・共済・厚生連等)及び自治体病院が 担っている場合が多い。これらの運営主体がそれぞ れに独立したままで機能分担しようとしても、経営上 の利害がぶつかるためうまくいかない。
 - このため、地域の中で、複数の病院がグループ化し、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができる環境を作る。

連携ネットワークから統合ネットワークへ

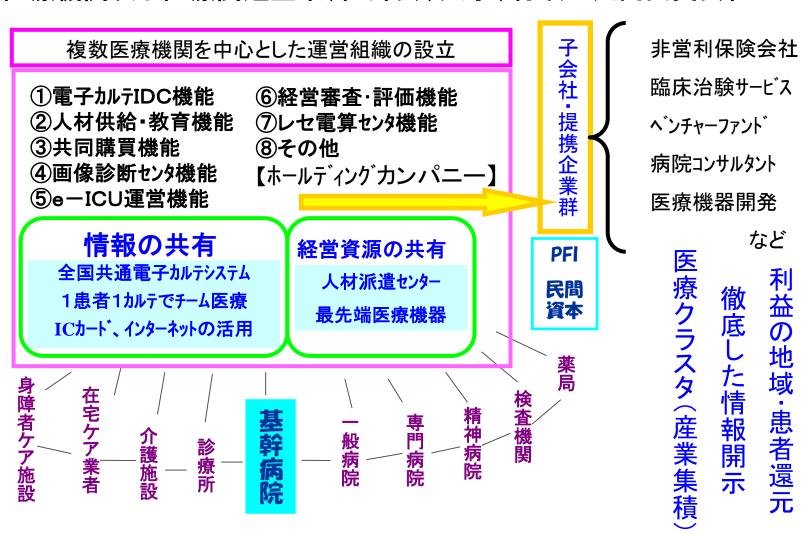
- 地域連携ネットワーク(現状)
 - 経営主体の異なる医療機関・介護福祉施設の連携
 - 医療計画における連携推進
 - 疾病別・事業別ネットワーク
- 地域統合ネットワーク(今後)
 - ― 経営主体の異なる医療機関、介護福祉事業体等を経営 統合した事業体を形成→IHN (Integrated Healthcare Network)
 - IHNとは
 - 50km~100km医療圏に急性期病院、回復期リハ、慢性期病院、 診療所、介護施設、在宅医療・介護
 - 売り上げ規模1000億~2000億円規模の統合ネットワーク
 - 保険者、物流、医療人材、情報の統合ネットワークを形成
 - 医療人材養成機関(大学)を併設あるいは連携

地域連携ネットワークから地域統合ネットワークへ



1つの広域医療圏で設立する ホールディングカンパニー

医療機関及び医療関連企業、医師会、大学、行政の共同出資会社



IHNモデルの代表 センタラ・ヘルスケア

• センタラヘルスケア

- センタラ・ノーフォーク総合病院を中核とし、半径100キロメートルの医療圏に約120の医療関連施設を保有する複合事業体
- 総合病院と小児専門病院などの専門病院を中核として医療機関を経営統合
- 医科大学を併設
- 開業医ネットワークとの連携
- 機能の重複を上手く避けて、 互いに補完し合っている
- 規模のメリットを追求



ノースフォーク バージニア州 センタラヘルスケア



医療法人の事業展開等に関する検討会

1 設置の趣旨

医療法人に関しては、病床の機能分化・連携などを進め効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、医療法 人等の間の連携を推進すること等としており、日本再興戦略等において課題の検討が求められており、有識者による 検討会を開催する。

2 審議事項

- 非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設について
- 医療法人の透明性の確保・ガバナンスの強化について
- 医療法人の分割について
- 社会医療法人の認定要件の見直しについて 等

3 委員

田中 滋 慶應義塾大学名誉教授【座長】 猪熊 律子 読売新聞東京本社社会保障部部長 鶴田 憲一 全国衛生部長会会長 今村 定臣 日本医師会常任理事 西澤 寛俊 全日本病院協会会長 浦野 正男 全国社会福祉法人経営者協議会総務委員長 橋本 英樹 東京大学大学院医学系研究科教授 太田二郎 全国老人福祉施設協議会総務・組織委員長 長谷川 友紀 東邦大学医学部教授 大道 道大 日本病院会副会長 日野 頌三 日本医療法人協会会長 日本公認会計士協会副会長 松井 秀征 立教大学法学部教授 梶川 融 川原 丈貴 松原 由美 川原経営総合センター代表取締役社長 明治安田生活福祉研究所主席研究員 瀬古口精良 日本歯科医師会常務理事 山崎 學 日本精神科病院協会会長

4 審議スケジュール・開催状況

25年12月 4日 医療法人等の間の連携の推進について 26年 4月 2日 非営利ホールディングカンパニー型法人制度に係る報告について等 26年 6月27日 非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の検討に当たっての主な論点等について 26年 9月10日 非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設について等 26年10月10日 非営利新型法人制度の創設について等

26年11月27日 非営利新型法人制度の創設について等 27年 1月30日 地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設について等

27年 2月 9日 地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設及び医療法人制度の見直しについて【取りまとめ】

非営利ホールディングカンパニー型法人制度(イメージ)

制度の目的等

- 複数の医療法人及び社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)を創設(本年末までに検討を進め、その後速やかに制度的措置を講じる)。
 - → 産業競争力会議では、その意義として、病床の機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、高齢者が必要とするサービスを切れ目なく体系的に提供できるようになることや、病床や診療科の設定、高額医療機器の導入等を統合して行える他、資金調達の一括化による調達コスト抑制など、経営の効率化が可能となることを挙げている。

検討の方向性

- 非営利ホールディングカンパニー型法人及びこれに参加する医療法人等において、以下の3点を共有等できる仕組みとする方向で検討。(今後、本検討会において具体的に検討)
- ① 理念を共有すること

- 非営利ホールディングカンパニー型法人及びこれに参加する医療法人等が協力して、社会に対してどのような貢献をしていくのかを明確化した「理念」を策定する。
- ② この理念を実現するために行われる、意思決定を共有すること
- 上記の理念を実現するため、非営利ホールディングカンパニー型法人が行う 個々の意思決定に従って、参加する医療法人等が法人運営を行うよう、必要な ガバナンスの仕組みを設ける。
 - →医療法人等の社員総会又は評議員会の過半数を、非営利ホールディングカン パニー型法人やその理事又は社員が占める。
- ③ この理念等を実現するため、ヒト・カネ・モノを有効に活用すること
- 上記の理念や意思決定を実現するため、参加する医療法人等のヒト・カネ・ モノを有効に活用する。
 - →個人に配当しない非営利法人の間で資金の融通ができるようにする。
 - →非営利ホールディングカンパニー型法人が株式会社(介護事業等)に出資で きるようにする。

地域医療連携推進法人制度

地域医療連携推進法人制度(仮称)の創設について(概要)

趣旨

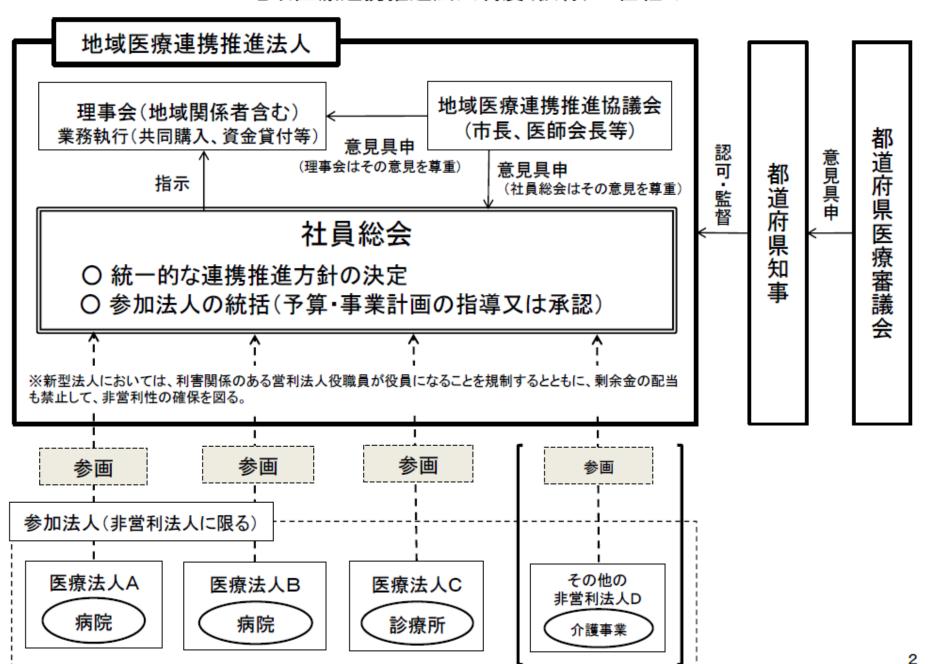
医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域 医療連携推進法人(仮称)の認定制度を創設する。これにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な 医療提供体制を確保する。

ポイント

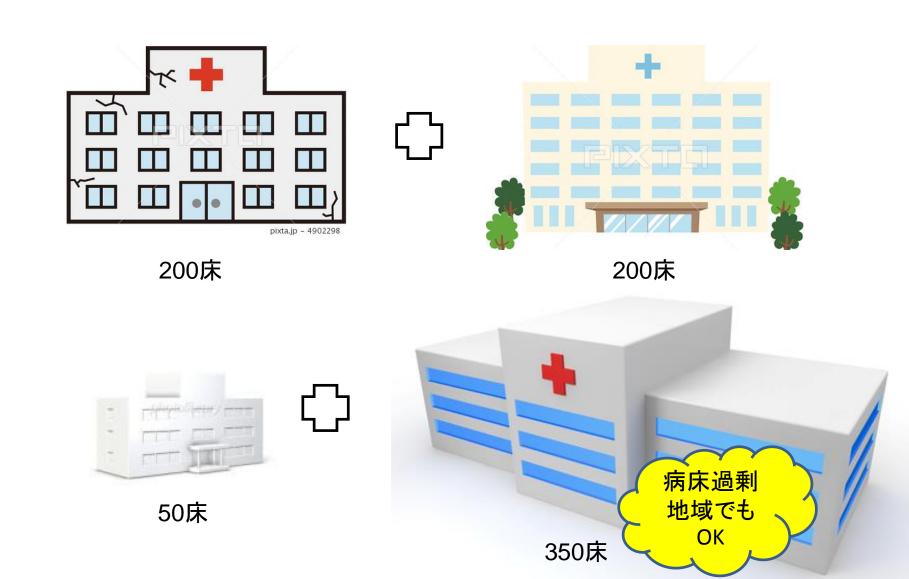
※医療法改正

- 〇 法人格
 - ・地域の医療機関等を開設する複数の医療法人その他の非営利法人の連携を目的とする一般社団法人について、都道府県知事が地域医療連携推進法人(仮称)として認定する。
- 〇 参加法人(社員)
 - 地域で医療機関を開設する複数の医療法人その他の非営利法人を参加法人とすることを必須とする。
 - ・ それに加え、地域医療連携推進法人の定款の定めるところにより、地域包括ケアの推進のために、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業を行う非営利法人を参加法人とすることができる。
 - 営利法人を参加法人・社員とすることは認めない。
- 業務内容
 - ・ 統一的な連携推進方針(医療機能の分化の方針、各医療機関の連携の方針等)の決定。
 - 病床再編(病床数の融通)、キャリアパスの構築、医師・看護師等の共同研修、医療機器等の共同利用、病院 開設、資金貸付等。
 - 関連事業を行う株式会社(医薬品の共同購入等)を保有できる。
- がバナンス(非営利性の確保等)
 - ・ 社員の議決権は各一個とするが、不当に差別的な取扱いをしない等の条件で、定款で定めることができる。
 - 参加法人の事業計画等の重要事項について、意見を聴取し、指導又は承認を行うことができる。
 - 理事長は、その業務の重要性に鑑み、都道府県知事の認可を要件とする。
 - 地域医療連携推進協議会の意見を尊重するとともに、地域関係者を理事に加えて、地域の意見を反映。
 - 営利法人役職員を役員にしないこととするとともに、剰余金の配当も禁止して、非営利性の確保を図る。
 - 外部監査等を実施して透明性を確保する。
 - 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見に沿って、法人の認定、重要事項の認可・監督等を行う。

地域医療連携推進法人制度(仮称)の仕組み



病床融通特例



(参考) 非営利ホールディングカンパニー型法人の活用モデル等について

非営利ホールディングカンパニー 型法人の活用モデルの例	具体的なイメージの例
自治体中心型総務省は慎重意見	 ○ 都道府県や市町村がその区域内の医療法人、社会福祉法人等に呼びかけて、非営利ホールディングカンパニー型法人(HD法人)を創設する。 ○ 自治体が中心となって、医療法人等の横の連携を高めることで、地域医療構想、医療計画、介護保険事業計画などと整合性を持ちつつ、病床機能の再編、地域包括ケアシステムの構築等を円滑に進めることが期待される。 ○ 必要に応じて、自治体が出資したり、自治体の幹部を理事とするなど、適宜、関与することも可能である。
中核病院中心型	 ○ 地域の社会医療法人、大学付属病院を経営する法人など急性期医療等を担う中核的な医療法人等が、回復期や在宅医療を担う医療法人や、介護を担う社会福祉法人に呼びかけて、HD法人を創設する。 ○ 地域の中核病院が中心となることで、回復期や在宅医療の基盤が弱い場合は、中核病院の信用力を元に資金を確保してそこに投資するなど、地域の効率的な医療提供体制を構築することが期待される。
地域共同設立型	 ○ 都道府県医師会や地区医師会が中心となって、その区域内の医療法人、 社会福祉法人等に呼びかけて、HD法人を創設する。 ○ 医師会が中心となることで、現在、医師会が中心的に進めている在宅 医療・介護の連携の更なる促進や、共同購入や医療機器の共同使用等に よる中小医療法人の経営の効率化、経営の厳しい医療法人の支援や受け 皿としての機能が期待される。 ○ 自治体も巻き込むことによって、自治体からの出資などの支援を受け ることも可能である。

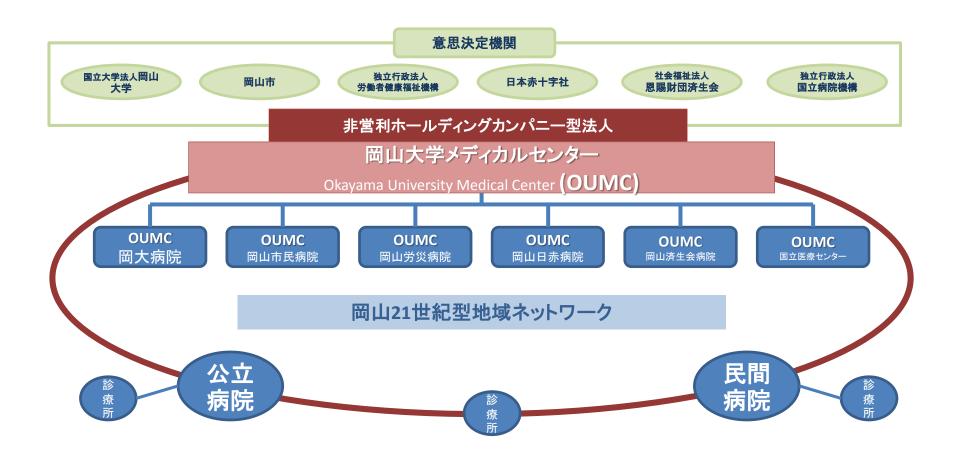


岡山大学メディカルセンター構想

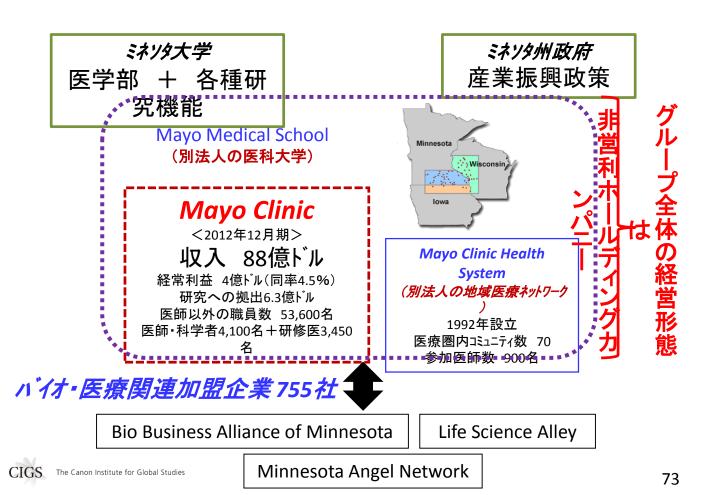
~岡山における医療・福祉サービス提供体制の効率化と地域経済活性化の実現~

平成26年3月28日 岡山大学 森田 潔

(2) 岡山大学メディカルセンター構想の概要



Mayo Clinicを核にした医療産業集積



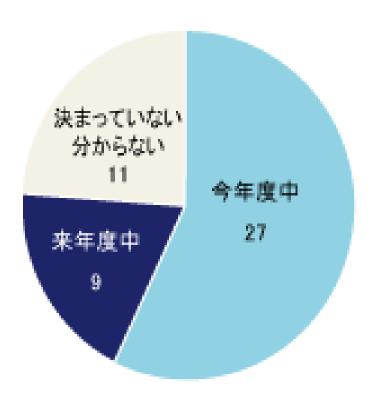


非営利HD法人の課題は さらなる税制優遇や補助金誘導

地域医療構想実現の

一手法として位置づけることが重要

地域医療構想作成状況 27都府県が今年度中に作成



地域医療構想策定スケジュールの調査結果 (数字は回答した都道府県の数)

• 2025年の医療機能ごとの 病床数の必要量や、その 達成に向けた施策などで 構成される地域医療構想(ビジョン)を、過半数の27都 府県が年度内に策定する 予定であることが、キャリ アブレインが47都道府県に 実施したアンケート調査で 明らかになった。

パート3 医療計画見直しと在宅医療



医療計画とは医療提供体制の基本計画

診療報酬における社会保障改革の実現に向けたスケジュール(粗いイメージ)

2012年 2014年 2016年 2018年 2020年 2022年 2024年 2025年

医

療

介

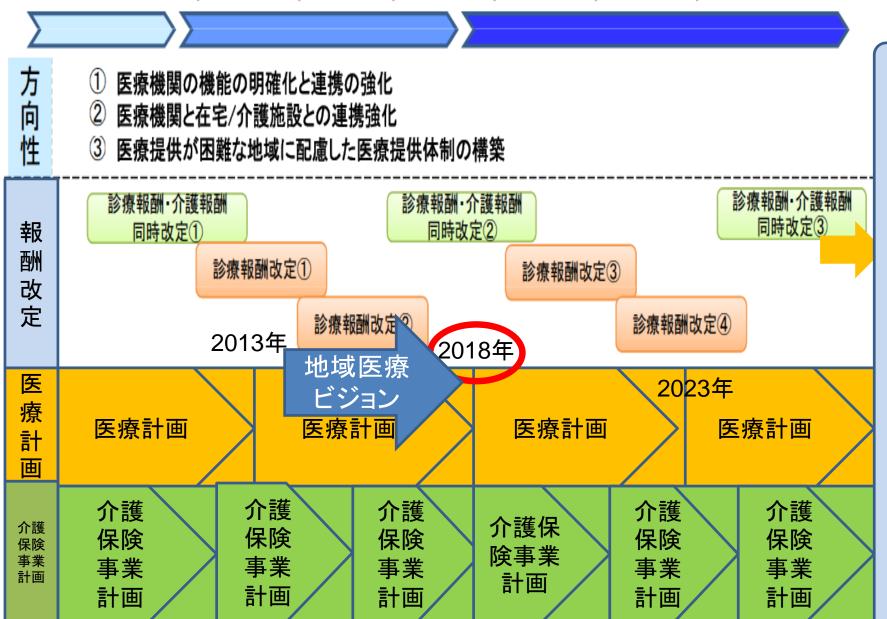
護

の

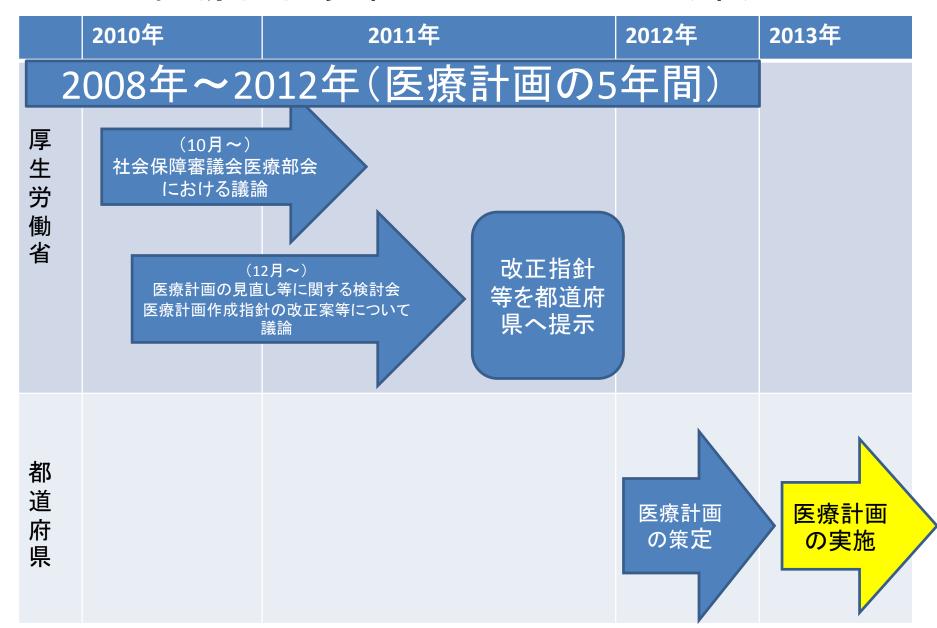
あ

る

き姿



医療計画見直しスケジュール(案)



医療計画見直し等検討会

- 伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
- 尾形 裕也 九州大学大学院医学研究院教授
- 神野 正博 全日本病院協会副会長
- 齋藤 訓子 日本看護協会常任理事
- 末永 裕之 日本病院会副会長
- 鈴木 邦彦 日本医師会常任理事
- 池主 憲夫 日本歯科医師会常務理事
- 中沢 明紀 神奈川県保健福祉局保健医療部長
- 長瀬 輝諠 日本精神科病院協会副会長
- 伏見 清秀 東京医科歯科大学大学院教授
- 布施 光彦 健康保険組合連合会副会長
- 〇武藤 正樹 国際医療福祉大学大学 院教授
- 山本 信夫 日本薬剤師会副会長
- 吉田 茂昭 青森県立中央病院長



第1回検討会 2010年12月17日

4疾患5事業の見直しの方向性

- 4疾病
 - -①がん
 - ②脳卒中
 - -③急性心筋梗塞
 - ④糖尿病
 - ⑤精神疾患

2次医療圏見直し

- 5事業
 - -①救急医療
 - -②災害医療
 - ③へき地医療
 - 4 周産期医療
 - -⑤小児医療
 - * 在宅医療構築 に係わる指針を 別途通知する

在宅医療に係わる医療体制の充実・強化



「医療計画の見直しについて」∼「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント∼

○在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

<u>〇在宅医療に係る圏域の設定について</u>

⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の 二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られる よう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

○疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

- ⇒疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、 そのため、
 - ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
 - ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策・事業を策定すること
 - ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を
 - 行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
 - ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

「在宅医療指針」

- 国立長寿医療研究センターが中心になって 取りまとめた「在宅医療体制構築に係る指針 案」を参考にする方針。
 - 24時間365日、患者の生活の視点に立った多職 種連携医療の確保
 - 看取りまで行える医療のための連携体制
 - 認知症の在宅医療の推進
 - 介護との連携―などの観点から、各都道府県が 地域の実情に合わせて計画を策定すべき

2012年診療報酬改定と 在宅医療



2月10日中医協答申

2012年診療報酬改定基本方針

- · 社会保障審議会医療部会·医療保険部会(12月1日)
- 2つの重点課題と4つの視点
- 2つの重点課題
 - ①急性期医療の適切な提供に向けた病院勤務 医等の負担の大きな<u>医療従事者の負担軽減</u>
 - ②<u>医療と介護の役割分担</u>の明確化と地域における連携体制の強化の推進および地域生活を支える<u>在宅医療などの充実</u>

在宅療養支援診療所•病院



06年在宅療養支援診療所の新設

特養、有料老人 ホーム、ケアハウスの 入居者で末期がんの患者に 対する訪問診療料が算定できる



特養 有料老人 ホームなど

死亡前24時間以内に 訪問して患者を看取れば 1万点

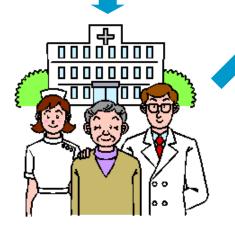


B診療所 (連携先) 往診料や訪問 診察料に高い 加算

診療所

在宅療養支援

診療所

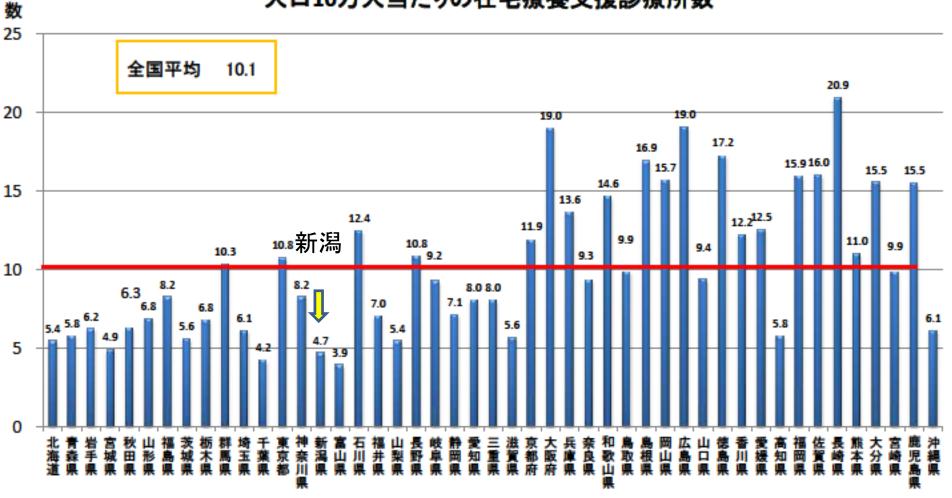


A診療所と連携している B診療所(またはC病院) がA診療所の代行で訪問 診療を行えば、在宅療養 支援診療所なみの高い診療 点数を算定できる



人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援診療所数

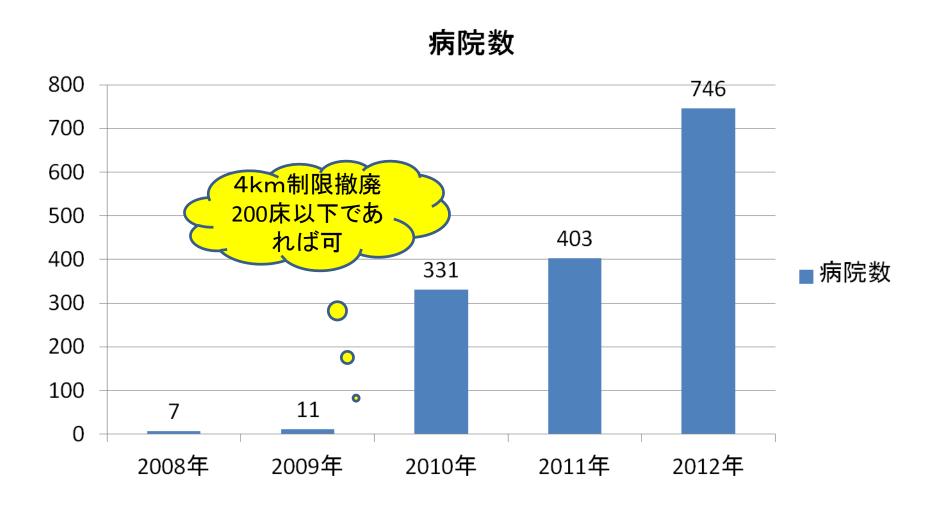




在宅療養支援病院の規制緩和 (2010年診療報酬改定)

- 2008年診療報酬改定
 - 在宅療養支援病院の要件は「半径4km以内に診療所が存在しないもの」とされていたので、僻地等地域において在宅療養を提供する診療所がない地域のみに限定されていた
 - このため届け出は11病院に限定
- 2010年診療報酬改定
 - 4Km要件が撤廃され、しかも200床以下の病院 で取得が可能となった
 - この要件撤廃の影響により在宅療養支援病院が 急増

在宅療養支援病院数の推移



医療法人財団厚生会古川橋病院 東京都で第1号の在宅療養支援病院

- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
 - 一般病床 49床
 - 介護老人保健施設 40床
 - 介護予防機能訓練施設 20名
 - 居宅介護支援事業所
 - 健診センター

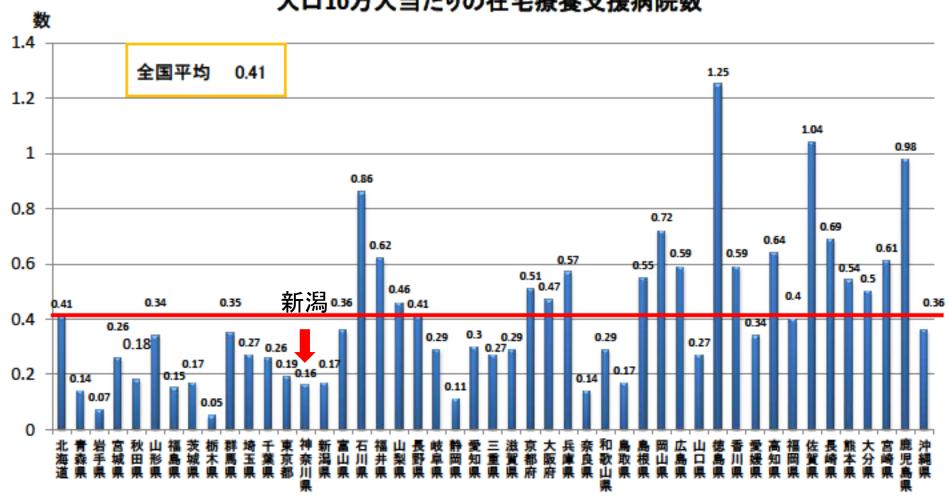


鈴木先生



人口10万人当たりの都道府県別在宅療養支援病院数

人口10万人当たりの在宅療養支援病院数

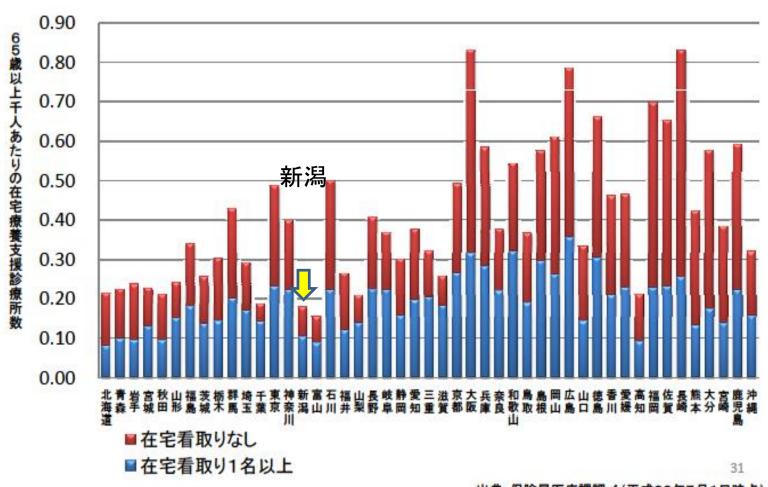


在宅療養支援診療所・病院の課題と対策

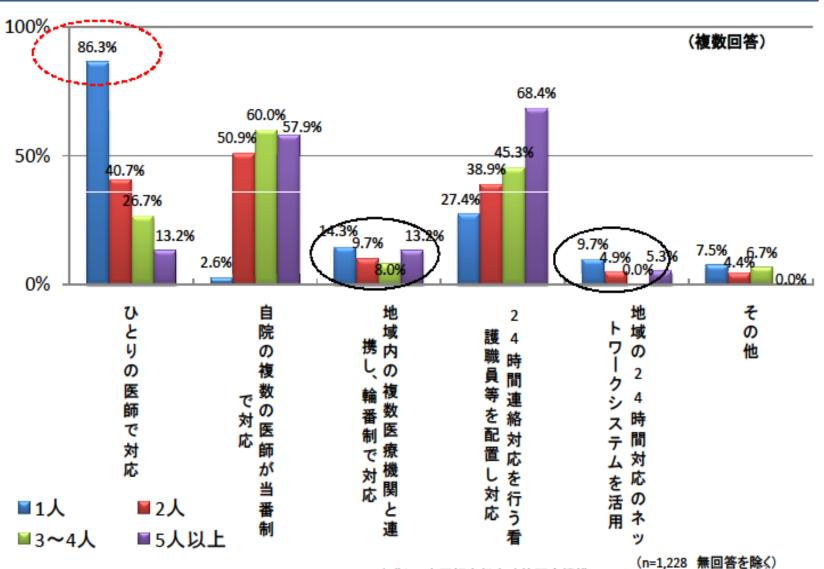
少ない在宅看取りと

機能強化型在宅療養支援診療所・病院

在宅療養支援診療所数(65歳以上千人あたり) <都道府県別分布>



在宅療養支援診療所における緊急時の連絡体制(複数回答)



出典)日本医師会総合政策研究機構

「在宅医療の提供と連携に関する実態調査」在宅療養支援診療所調査

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価(2012年診療報酬改定)

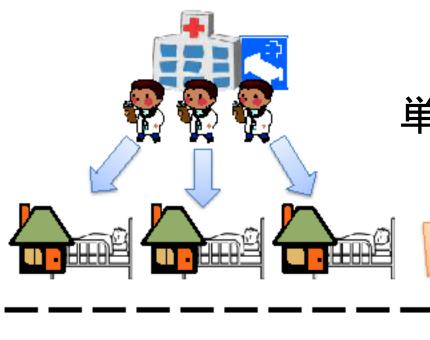
- ①従前の在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院の要件に以下を追加する。
 - イ 所属する常勤医師3名以上
 - ロ 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
 - ハ 過去1年間の看取り実績2件以上

機能強化型 在宅療養支援診療所 在宅療養支援病院

機能強化した在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院等への評価

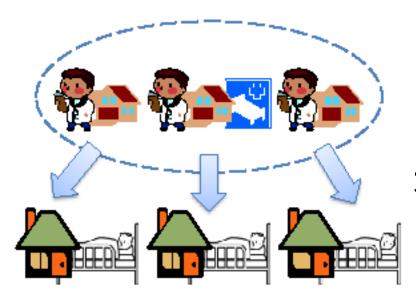
- ②複数の医療機関が連携して①の要件を満たすことも可とするが、連携する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - イ 患者からの緊急時の連絡先の一元化を行う
 - ロ 患者の診療情報の共有を図るため、連携医療機関間で月1回以上の定期的なカンファレンスを実施
 - ハ 連携する医療機関数は10未満
 - 二 病院が連携に入る場合は200床未満の病院 に限る

機能を強化した在宅療養支援診療所/病院のイメージ(改定後)



单独強化型

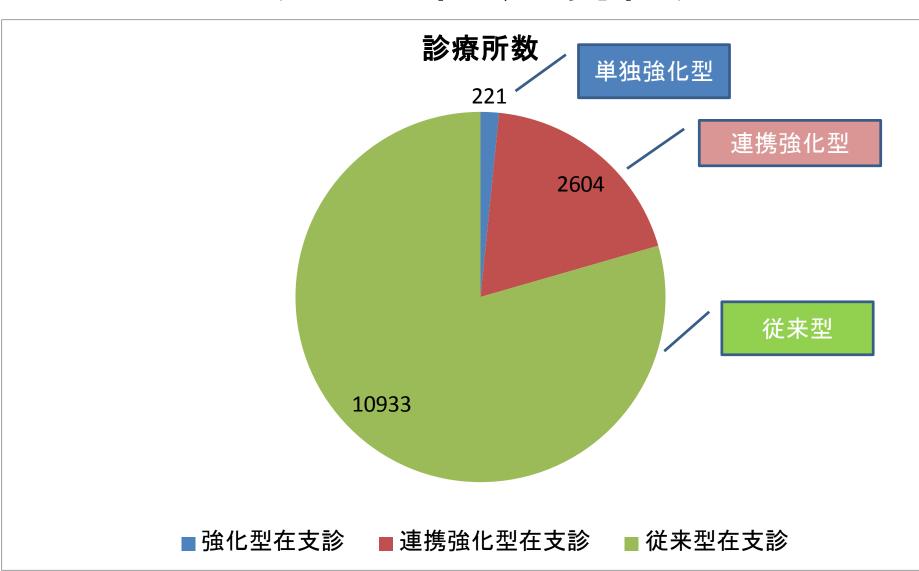
- ・3名以上の医師が所属する診療所が 在宅医療を行う場合
- ・複数の診療所がグループを組んで在 宅医療を行う場合をともに評価。
- さらに、ベッドを有する場合を高く評価。



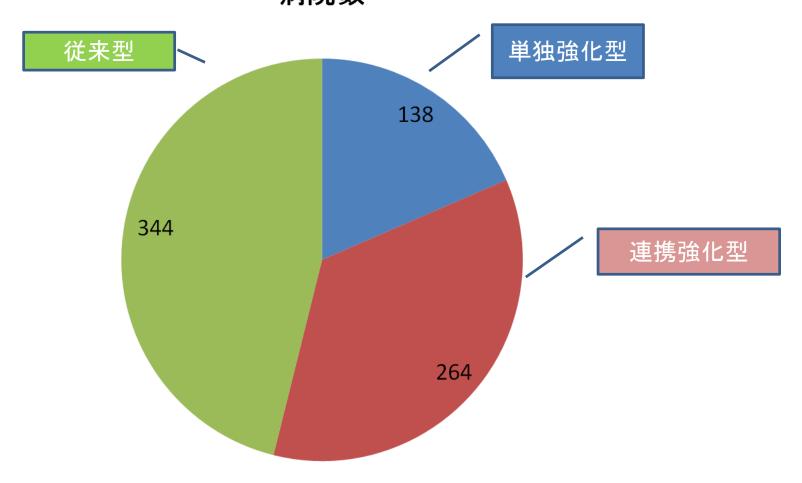
連携強化型

	従来型の在支診・在支病	強化型在支診•在支病
○往診料		
緊急加算	650点	750点(病床有850点)
夜間加算	1,300点	1,500点(病床有1,700点)
深夜加算	2,300点	2,500点(病床有2,700点)
〇在宅時医学総合管理料		
処方せん有	4,200点	4,600点(病床有5,000点)
処方せん無	4,500点	4,900点(病床有5,300点)
〇特定施設入居時等医学総 合管理料		
処方せん有	3,000点	3,300点(病床有3,600点)
処方せん無	3,300点	3,600点(病床有3,900点)
〇在宅ターミナル加算		
ターミナルケア加算	4,000点	5,000点(病床有6,000点)
看取り加算	3,000点	3,000点(病床有3,000点)
〇在宅がん医療総合診療料		
処方せん有	1,495点	1,650点(病床有1,800点)
処方せん無	1,685点	1,850点(病床有2,000点)

強化型在宅療養支援診療所(2012年7月現在)



強化型在宅療養支援病院 (2012年7月現在)



従来型在支病

■連携強化型在支病

■強化型在支病

2014年診療報酬改定

強化型在宅療養支援病院・診療所の 要件の厳格化が必須

機能強化型在支診等の評価

機能強化型在支診及び在支病について、実績要件を引き上げる。また、複数の医療機関が連携して機能強化型在支診及び在支病の基準を満たしている場合について、連携している各医療機関それぞれについても一定の実績を必要とする。

現行

在宅医療を担当する常勤医師3名以上

過去1年間の緊急往診の実績5件以上

過去1年間の在宅看取りの実績2件以上

複数の医療機関が連携して上記の要件を満た しても差し支えない。



改定後

在宅医療を担当する常勤医師3名以上

過去1年間の緊急往診の実績10件以上

過去1年間の在宅看取りの実績4件以上

複数の医療機関が連携して上記の要件を満たしても差し支えないが、<u>それぞれの医療機関が以下の要件を満たしていること。</u>

イ 過去1年間の緊急往診の実績4件以上

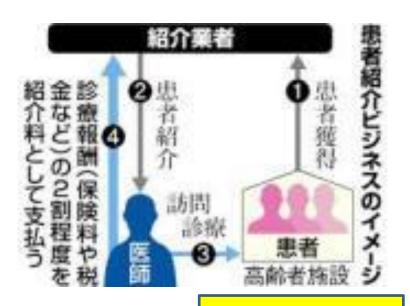
ハ 過去1年間の看取りの実績2件以上

[経過措置]

- ① 平成26年3月31日時点で届け出ている場合は、平成26年9月30日までの間、上記の基準を満たしているものとする。
- ② 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で単独型として届け出ているものについては、過去6月間の緊急往診の実績が5件以上かつ看取りの実績が2件以上の場合は、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。
- ③ 経過措置①の対象医療機関であって、平成26年9月30日の時点で連携型として届け出ている場合は、それぞれの医療機関が過去6月間の緊急往診の実績が2件以上かつ看取りの実績が1件以上であって、連携医療機関全体で経過措置②を満たしているものについては、平成27年3月31日までの間、緊急往診及び看取りの実績基準を満たしているものとする。

患者紹介ビジネス

・ 朝日新聞の2日連続ト ップ記事(2013年8月)



同一建物への訪問診療



患者紹介ビジネスが問題となった!

在宅医療における患者紹介等の不適切な事例

患者の選択を制限するおそれがあると考えられる事例

〇高齢者用施設を新設するにあたり、特定の医師に入所者を優先的に紹介することの見返りとして、診療報酬の20%のキックバックを要求しているもの。



診療報酬を用いた経済的誘因により、診療の独占契約を結んでいるおそれがある

過剰な診療を惹起するおそれがあると考えられる事例

- 診療所の開設者の親族が経営する高齢者用施設の入居者約300名のみを対象に訪問診療を行っているもの。
- (一日当たりの訪問患者数36.9人、一人当たりの平均訪問診療時間 5分22秒~10分、一ヵ 月当たりの訪問診療回数 ほとんど4~5回/月)



患者の選択を制限しているおそれがあることに加え、過剰な診療を行っている可能性がある。

算定例

<例>強化型在支診・病院(病床有)が、集合住宅に月2回訪問診療を行った場合

訪問診療料 200点 × 2回

<u>在宅時医学総合管理料 5,000点 × 1回 = 5,400点 + 処置料等</u>

(参考) < 特定施設等の場合>

訪問診療料 400点 × 2回

特定施設入居時等医学総合管理料 3,600点 × 1回 = 4,400点 + 処置料等

(注)厚生労働省保険局医療課事務連絡(平成23年2月15日)に基づき、各地方厚生(支)局から報告された事例であり、 一般的な状況を示すものではない。

在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療③

在宅医療の適正化①

在宅医療を担う医療機関の量的確保とともに、質の高い在宅医療を提供していくために、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める。

在宅時医学総合管理料(在総管)、特定施設入居時等医学総合管理料(特医総管)について、同一建物における複数訪問時の点数を新設し、評価を適正化するとともに、在支診・病以外の評価を引き上げる。

区分		機能強化型在支診•病				在支診•病		それ以外		
病床		病床有		病床無		-		-		
処方せん		処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	
在総管		5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	2,200点	2,500点	
特医総管		3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	1,500点	1,800点	
区分)	機能強化型		在支診·病		在支診・病		それ以外		
病床		病床有		病床無		-		-		
処方せん		処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	
在総管	同一	<u>1,200点</u>	<u>1,500点</u>	1,100点	1,400点	1,000点	1,300点	<u>760点</u>	1060点	
	同一以外	5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	<u>3,150点</u>	<u>3,450点</u>	
特医総管	同一	<u>870点</u>	<u>1,170点</u>	800点	<u>1,100点</u>	<u>720点</u>	<u>1,020点</u>	540点	840点	
	同一以外	3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	<u>2,250点</u>	<u>2,550点</u>	

同一建物減算の除外条件

[算定要件]

- ① <u>同一建物の場合の訪問診療料(在総管、特医総管)を算定した場合は、訪問診療を行った日における、当該医師の在宅患者診療時間、診療場所及び診療人数等について記録し、診療報酬明細書に添付</u>すること。
- ② 訪問診療を行うことについて、<u>患者の同意を得る</u>こと。
- ③ 訪問診療が必要な理由を記載すること。
- ④ 同一建物の複数訪問であっても、下記の患者については、患者数としてカウントを行わない。
 - 1)往診を実施した患者
 - 2)末期の悪性腫瘍の患者と診断された後、訪問診療を行い始めた日から60日以内の間
 - 3)死亡日からさかのぼって30日以内の患者
- ⑤ 特定施設、グループホーム等においては、同一建物で同一日に算定する患者のカウントについて、医療機関単位でなく医師単位(ただし、医師3人までに限る。)とする。

2016年診療報酬改定へ向けて

2015年2月18日中医協総会

在宅医療専門の診療所の外来の位置づけ

規制改革会議

「在宅診療を主として行う診療所の 開設要件の明確化」

在宅医療を専門に行う保険医療機関について

中医協 総一3 25.10.30

1. 在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めていない趣旨

- ○健康保険法第63条第3項において、療養の給付を受けようとする者は、保険医療機関等のうち、自己の選定するものから受けるものとする(いわゆるフリーアクセス)とされている。
- ○この前提として、被保険者が保険医療機関を選定して療養の給付を受けることができる環境にあることが 重要であり、<u>健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を</u> 有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の 運用をしている。(法令上、明確に規定された要件ではない)
- ○なお、在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めた場合は、当該地域の患者の受診の選択肢が少なくなる おそれ、当該保険医療機関の患者が急変時に適切な受診ができないおそれ等が考えられる。

2. 外来応需の体制確保の指導

- ○厚生局における<u>保険医療機関の指定申請の受付の際などに、必要な場合は、健康保険法の趣旨から、外来応需の体制を確保するよう指導</u>を行っており、<u>仕宅医療を専門に行っ保険医療機関は認めていない。</u>
- ○しかし、<u>全国一律の運用基準や指針などはなく、厚生局によって、指導内容や方法等に違い</u>があるとの指摘がある。

<参考>

〇健康保険法

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一~五 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
 - 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所(第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。)又は薬局(以下「保険薬局」という。)

二.三 (略)

- ○「被災地の医療機関等に対する診療報酬上の緩和措置について」(平成23年9月7日 中医協 総-8)
 - ・周囲に入院医療機関が不足している等、やむを得ない場合には、当該医療機関において外来を開かず、在宅医療のみを行う場合であっても保険医療機関として認めることとする。〔現在は、福島県内のみ利用可能〕 97

第253回中央社会保険医療協議会(H25.10.30)における主なご意見

<在宅医療専門の医療機関には問題があるとの意見>

- 互いに顔が見えて気心の知れた、かかりつけ医の機能の延長としての在宅医療が望ましい。 かかりつけ医が在宅医療を担うのが一番よく、在宅医療を主とした医療機関でも、外来のノウ ハウを持つべき。
- 在宅専門医療機関の一部は、いわゆるサクランボ摘み的なところがある。つまり軽症者をたくさん集めて、掛け合わせれば大きな利益が得られる。でも、重症者にはなかなか対応してくれないことがある。

<在宅医療の供給体制を確保することを優先すべきとの意見>

- 現実に、診療所の少数の医師が24時間在宅での対応をするのは医師の負担が大きすぎる。訪問診療の提供には、いろいろな形態があってよい。
- 在宅医に外来を求めることで、在宅医療全体のキャパシティーが減ってしまう。在宅医療の ニーズは増えるが、供給体制が十分に賄えないので、当面は今のまま進んでよい。

<主治医・かかりつけ医の機能の充実を図るべきとの意見>

- 在宅医療、訪問医療を含めて、主治医、かかりつけ医機能をどうやって充実させていくかというほうに議論を集中させたほうが、得策ではないか。
- 在宅医療が、今のかかりつけ医・主治医の機能とどのように連携するべきかを考える必要がある。在宅医療専門機関とかかりつけ医・主治医機能を別々のものとして考える必要はない。

外来応需体制の運用のあり方について

【課題】

- 健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の運用をしている。
- ・法令上明確に規定された要件ではなく、要件が客観的でないことなどから、地域によって 指導内容や方法等に違いがあるとの指摘がある。また、規制改革実施計画において、外 来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得ることとされている。
- ・在宅医療を専門に行う医療機関については、軽症者を集めて診療するなどの弊害が生じ やすいとの意見や、24時間体制など在宅医療の供給体制確保を優先すべきといった意見 がある。

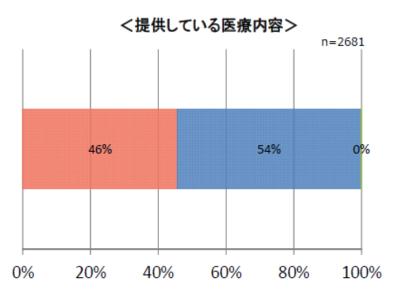


- 外来応需体制のあり方については、健康保険法第63条第3項に基づく開放性の観点からは、提供範囲内の被保険者の求めに応じて、医学的に必要な場合の往診や、訪問診療に関する相談に応需することなど、客観的な要件を示すことを検討してはどうか。
- 在宅医療の質と供給体制確保を図るため、在宅医療に対する評価については、在宅医療の専門性に対する評価や、在宅医療を中心に提供する医療機関が軽症者を集めて診療するなどの弊害が生じないような評価のあり方を含め、更に議論を進めるべきではないか。

患者の診療状況について①

く提供している医療内容>

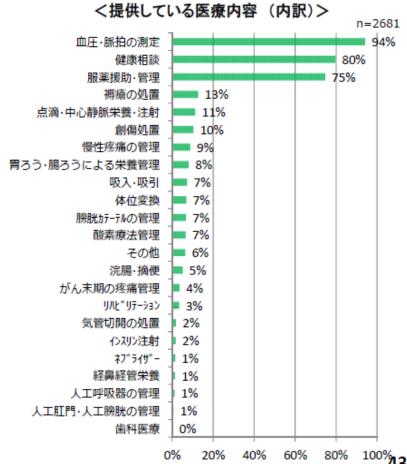
○ 在宅患者全体の45%程度は調査項目のうち「健康相談」「血圧・脈拍の測定」「服薬援助・管理」のみ に該当する一方、残りの55%は「点滴・中心静脈栄養・注射(約11%)」等何らかの処置・管理等を実施 されている。



- ■健康相談・血圧・脈拍測定・服薬援助・管理のみのもの
- その他の内容を含むもの
- ■無回答

※患者票のデータを、日計表における同一建物/非同一建物患者の 人数にあわせて重み付けして集計

出典:平成26年度検証部会調査(在宅医療)

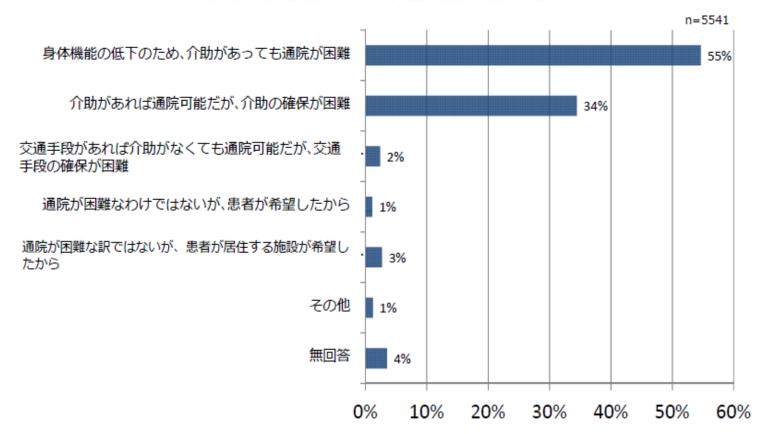


訪問診療の対象患者について②

<訪問診療を行っている理由>

○ 訪問診療を行っている理由について、「身体機能の低下のため、介助があっても通院が困難」な患者が全体の約50%を占める一方、「通院が困難なわけではないが、患者や患者が居住する施設が希望したから(約4%)」など必ずしも通院困難ではない患者も一定程度存在する。

<訪問診療を行っている理由別の患者割合>



出典:平成26年度検証部会調査(在宅医療)

在宅医療の課題

【課題】

- 今後も高齢者数の増加が続くことが想定され、特に都市部でその傾向は顕著である。また、医療機関で死亡する患者が多数を占めている一方で、国民の多くは治る見込みがない病気になった場合、最期を迎える場所として自宅を希望しており、在宅医療のニーズは一層高まるものと考えられる。
- 現在、在宅医療を受けている患者の要介護度や、訪問診療の必要な理由、疾患 名など患者の状態は多様であり、患者によって医療の提供密度も異なっている。
- 訪問診療の提供に当たっては、医療機関が外来の傍ら訪問診療を行う形態のほか、医療機関が訪問診療を中心に行う形態もみられる。高齢者住宅に居住する高齢者の増加に伴い、同一日に同一建物でまとめて診療したり、医療機関に隣接・併設する住宅に訪問診療を行うなど、効率的な提供が可能な形態もみられる。
- 在宅医療に要する技術は多岐にわたっており、在宅医療の総合的な質を評価する目的で、看取りの件数等に着目した評価が行われてきた。
- 在宅歯科医療、在宅薬剤管理の提供量も概ね増加傾向にある。



○ 在宅医療の質と量を確保して、患者の二一ズに応えることができるよう、様々な患者の状態、医療内容、住まいや、提供体制を踏まえた評価のあり方についてどう考えるか。

次回診療報酬改定より 在宅医療の適応の厳格化が始まる

パート4 医療と介護の連携

地域包括ケアシステムとは

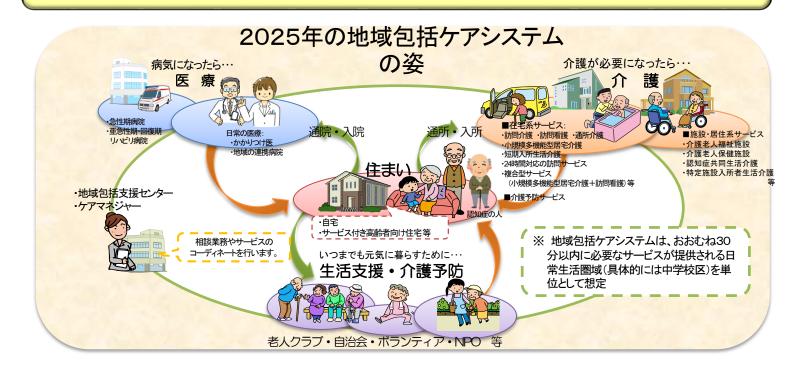
介護が必要になっても、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供するシステム

Aging in Place

平成25年 地域包括ケアシステム

- **住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現**により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差を生じています。

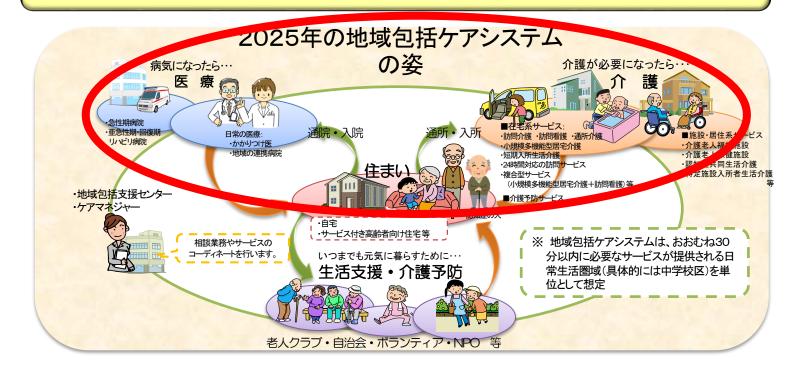
地域包括ケアシステムは、保**険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



平成25年 地域包括ケアシステム

- **住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現**により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。

地域包括ケアシステムは、保**険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



地域包括ケアシステムでは 在宅医療と介護の連携が課題



医療と介護の連携

『在宅医療・介護連携推進事業(介護保険の地域支援事業、平成27年度~)

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、在宅医療推進事業(平成25年度~)により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化し、全国的に取り組む。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ、取り組む。
- 可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村が、原則として(ア)~(ク)の全ての事業項目を実施。
- 一部を都市医師会等(地域の中核的医療機関や他の団体を含む)に委託することができる。
- 都道府県・保健所が、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施の手引書や事例集の作成等により支援。都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

(ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト化
- ◆ さらに連携に有用な項目(在宅 医療の取組状況、医師の相談対 応が可能な日時等)を調査した 結果を、関係者間で共有、住民 にも公表 等



(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

- ◆ 地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者等が 参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状 と課題の抽出、解決策等を協議 等
- (ウ) 在宅医療・介護連携支援センター (688) の運営等
- ◆ 在宅医療・介護連携の支援窓口の設置・運営により、在宅医療と介護サービスの担当者(看護師、 社会福祉士等)の連携を支援するコーディネーターを配置して、連携の取組の支援とともに、ケアマネジャー等から相談受付等

(エ) 在宅医療・介護サービス等の情報 の共有支援

- ◆ 地域連携バス(在宅医療を行う医療機関、介護事業所等の情報を含む)等の活用により、在宅医療・介護の情報の共有支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有に も対応 等

(オ) 在宅医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループ ワーク等を通じて、多職種連携の実際 を学ぶ
- ◆ 介護職種を対象とした医療関連のテーマの研修会を開催 等

(カ) 24時間365日の在宅医療・介護サー ビス提供体制の構築

◆地域の医療・介護関係者の協力を得て、 在宅医療・介護サービスの提供体制を 整備 等

(キ) 地域住民への普及啓発

- 地域住民を対象 にしたシンポジウムの開催
- ↑ パンフレット、チ ラシ、区報、HP 等を活用し、在宅 医療・介護サービ スに関する普及啓 発



(離開地区医師会)

(ク) 二次医療圏内・関係市区町村の連

◆二次医療圏内の病院から退院する事例 等に関して、都道府県、保健所等の 支援の下、在宅医療・介護等の関係 者間で情報共有の方法等について協 議等

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)

(在宅医療·介護連携相談窓口)

- 介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける。(原則、住民からの相談は地域包括支援センターが受け付ける)
- 地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。



- ◆ 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議
- ○在宅医療・介護連携の課題を抽出し、その解決策及び他の各事業の対応方針について協議
- ◆ 二次医療圏内・関係市区町村の連携
- ○退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供されるよう、同一の二次医療圏内にある 市区町村が連携し、当該二次医療圏内にある病院と、介護サービス事業者間における情報 共有等の方法について協議



在宅医療・介護連携支援センター (仮称) 援 応

(在宅医療と介護連携についての相談窓口)

(都市区医師会等)

郡市区医師会等に委託**

- ◆地域の医療・介護サービス資源の把握(★)
- ○地域の医療機関、介護事業者の住所、機能等を調査し、これまで に自治体で把握されている情報と併せてマップ又はリストを作成
- ◆ 地域住民への普及啓発(★)
- ○在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。

- ◆在宅医療・介護連携に関する相談の受付等(★)
- ○在宅医療・介護連携についての窓口の設置し、医療 介護関係者、地域包括支援センター等からの相談の 受付及び情報提供を行う。
- ○退院支援ルールが整備されていない地域における、 医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例につ
- いて、医療・介護の関係者に対して調整支援を行う。 〇市区町村で協議された対応方針を踏まえ、各事業の 必要に応じて支援をする。
- ※地域包括支援センター又は市区町村役場に設置することも可能。

- ◆ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援(★)
- 〇医療・介護関係者に対し、情報共有ツール等の導入を支援
- ◆ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築(★)
- ○地域の医療・介護関係者の協力を得て、緊急時等の連絡体制も含めた在宅医療・介護の提供体制を整備
- ◆ 在宅医療・介護関係者の研修(★)
- ○医療関係者に対する介護サービス等の研修、介護関係者に対する医療等の研修を実施する。また、多職種連携のグループワークを

★がついている事業項目については委託可能

18

医療と介護福祉ではモデルが異なり情報もレセプトも異なる



(「障害モデル・生活モデル」)

「疾病モデル」

医療と介護 情報ギャップとその連携

- 医療と介護・福祉は制度も違う、職種も違う
- 医療と介護・福祉は、言葉も違う、文化も違う
 - 医療は国際疾病分類(ICD)
 - 介護福祉は国際生活機能分類(ICF)
- 医療と介護・福祉の情報ギャップ、コミュニケーションギャップを埋めるための情報連携が必要
- レセプトも医科レセと介護レセで異なる
 - 両者を結ぶのは医師意見書のみ

医療福祉連携士 ~医療と介護福祉を結ぶ人材育成~



日本医療マネジメント学会

医療福祉連携士

- ・日本医療マネジメント学会は学会認定の医療福祉連携士制度を創設した
- 目的
 - 地域の急性期医療機関から在宅までの切れ目 のないサービスを効率的に提供し、
 - 患者にとって最適な連携を推進するため、
 - 医療と福祉を連携コーディネートする「医療福祉 連携士」の育成と認定制度を創設する

医療福祉連携士

- 病院などの地域医療連携室や、地域の包括支援センターで連携業務に従事するスタッフを対象にした初めての学会認定制度
- 2011年からスタートし、現在までに学会認定の初の「医療福祉連携士」がこれまで200名が誕生
- 全国ではじめての医療と福祉の連携コーデイネーター制度
- スーパー連携士、スーパーケアマネをめざす制度

研修科目(共通科目)

〇講義

- 1 地域医療連携概論
- 2 医療政策 関係法規概論
- 3 診療報酬制度概論
- 4福祉連携論
- 5 ケアマネジメント論
- 6 病院運営概論
- 7 医療情報システム概論
- 8 クリティカルパス概論
- 9 クリティカルパス演習 I
- 10クリティカルパス演習 Ⅱ

- 11 地域連携クリティカルパス概論 I
- 12 地域連携クリティカルパス概論 Ⅱ
- 13 地域連携クリティカルパス演習 I
- 14 地域連携クリティカルパス演習 Ⅱ
- 15 在宅医療概論
- 16 カウンセリング概論
- ○地域連携の実習
- 1 地域医療連携実習
- 2 地域連携クリティカルパス実習

〇フォローアップ研修

* すべての座学と実習を履修すること。

* 座学1コマ:90分 実習1コマ:6時間

専門科目

医学系科目

- 〇座学
- 1臨床医学概論 I
- 2臨床医学概論Ⅱ
- 3臨床医学概論Ⅲ
- 4臨床医学概論Ⅳ
- 5臨床医学概論 V
- 6臨床医学概論Ⅵ
- 7臨床看護概論
- 8地域看護概論
- ○実習
- 1臨床医学実習 I (急性期病院)
- 2臨床医学実習Ⅱ(回復期病院)
- 3臨床医学実習Ⅲ(地域診療所)
- 4保健行政実習(保健所、保健センター)

社会•福祉系科目

- 〇座学
- 1医療福祉論
- 2精神保健福祉論
- 3退院支援論 I
- 4退院支援論Ⅱ
- 5地域移行支援論
- 6福祉制度論
- 7福祉施設論
- 8在宅介護論
- 〇実習
- 1介護療養型施設実習(入所施設)
- 2在宅福祉実習(地域包括支援センター)
- 3福祉行政実習(福祉事務所、自相等)
- 4居宅介護支援施設実習
- *座学は全て、実習は2つ以上を履修すること

認定試験

- 受講資格者が学会が主催する研修会において、必要な科目を履修することにより、受験資格を得る。
- ・ 学会以外が主催する研修会や講義の一部を 学会主催の科目として認定することもできる。
- ・ 受験希望者は個別に学会に受験資格の認定 を受けるために必要な手続き(書類等の提出)を行う。
- 認定試験は受験資格にかかわらず、全ての 科目から出題される。

研修日程と場所

- 斷修場所
 - 日本医科大学教育棟2階(東京)、実習は各地
- 研修日程
 - 共通科目 7月31日(土)、8月1日(日)、28日(日)、29日(日)の4日間
 - 専門科目(医学系) 9月11日(土)、12日(土)の2 日間
 - 専門科目(社会・福祉学系科目) 9月25日(土) 26日の2日間
 - 課題講習 10月23日(土)、24日(日)の2日間



五稜郭病院保健師 尾関さん

サーシェンフーカー

典職技士のが取得し

定領是 曹立、 直語

※七名のことを目的に認

地域の医療と過程機能の効

日本医療マネジメント学の部で資格・医療総律権 をするが場合的の数で 王高群た、緊握 昭和五種発佐院の住職・「標率でえる」か 企品の選引

元の数や概括な行論す

道義を受滅。そのほか除

を取

得

調をの合物は 「京田田田子」

学練施がらず力所で実現

調整子がいなる 個人は対の一般 が多いい ようろう元

なためは、 斜の震、無い独 どを近人監察が夕天 介護なる

統領の生活を一緒に考える

いて、実践を通して環境

を見るとはながかな

息れたとは天き時

たったと野客

嘘をいいい霊 する医療サービスタル ア築きたし

際・観光・介護の機会の

響が変すしら

認知度が広がれ す解解さん

地域包括ケ 2人目

いっというだという ケアを築いていけると語 子子ごとは

公の必要性は商まってい はのどぞの機能 指域包括ケアシステ

医療と介護の連携で、 開かせよう地域包括ケアの花



2025年へのロードマップ

~医療計画と医療連携最前線~

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 220頁、2600円
- 地域包括ケア、医療計画、診療報酬改定と連携、2025年へ向けての医療・介護トピックスetc
- 4月発刊



日野原先生にもお読みいただいています。

まとめと提言

- 医療介護一括法は、団塊世代700万人が後期高齢者となる2025年へむけて法制基盤
- 病床機能報告制度と地域医療ビジョンが始まる
- ・次期診療報酬改定においても在宅医療は重要テーマ
- ・在宅医療と介護を結ぶ人材養成が必要、医療福祉連携 士の必要性